

を超えて断固抗議すべきであることを訴え、討論に移ります。(拍手)

私は、民主党・無所属クラブを代表して、内閣提出の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案についての反対の立場から討論をいたします。

パート労働者法の重要性は、固定化しつつある正社員とパート労働者の格差を是正することでありました。しかし、今回内閣が提出したパート労働法は、現代の日本の雇用環境が抱える本質的な問題を全く直視しておらず、再チャレンジという言葉だけが躍る改正となっています。これでは、ますます雇用環境の悪化を招き、雇用の二極化が一層進むことは明らかです。

私たち民主党は、この問題に対し具体的で実効性のある対策を講じるため、二〇〇四年から法案を提案してまいりました。今国会にも独自の法案を提出しておりましたが、委員会審議も大変短い審議時間で終了してしまいました。そのことには大変大きな憤りを感じています。

私たちは、国民の生活に対し、責任を持つて真剣に議論をし、取り組んでいかなければなりません。どうせ数の力で決まるのだからというような質問や審議のあり方ではなく、個人の力はどうにもならない困難をどうやって改善すればいいのか、拡大した格差をどうすれば公正に是正できるのか、真摯な議論を積み重ねていく必要がありまします。しかしながら今回も、多くの改善すべき点が山積し、放置されたままとなつております。

以下、五点に絞り、問題点を述べます。

第一に、政府は、格差は正の目玉として今回の法改正を位置づけていたはずです。そしてその中

でも、法案の目玉が正社員とパート労働者の差別禁止であつたはずです。にもかかわらず、政府案

は、短時間労働であることを理由とした差別的取り扱いを禁止する対象を、正社員と同視すべきパートに限定をいたしました。柳澤大臣は、該当するパートは四、五%存在すると言つておられましたが、本当に存在するのか、ついに明確な答弁はありませんでした。

明確な答弁がないどころか、我が党議員が委員会において、政府が正社員と同視すべきパートの条件として定めた、仕事の内容、責任、将来も含めた転勤、期間の定めのない雇用という三つの条件を満たすパート労働者など本当に存在をするのか、調査をして報告するよう要望をいたしました。しかし、厚生労働省からの回答は、差別禁止対象となるパート労働者がいるかどうか、実態は把握できないという回答がありました。対象者がいるかどうか確認できないのであれば、この法案は机上の空論であり、多くのパート労働者にとっては全く無意味な法案となりかねません。

また、正社員と同視すべきパートに該当する事例はどのようなものがあるのかという点についても、厚生労働省は、パート労働者からの一方的な指摘のみによっては判断しかねるといった事情があります。さらに、具体的な事例を挙げることは困難と述べ、差別があつたかの判断は一義的には使用者が行うことをとしています。これは、雇用者側の考え方一つでこの法律の対象から外れてしまつということと考えられます。

さらに、差別かどうかの最終判断は、労働者からの訴えがあれば裁判で決めることになつていますが、一々裁判をしなければならないのであれども、政府は、格差は正の目玉として今回の法改正を位置づけていたはずです。そしてその中

ば、この差別禁止の法律をつくった意味がありますせん。仮に裁判を起こしたとしても、事業主側には勤務内容や実態を証明する義務規定も設けられておりませんので、労働者がみずから職務における責任がどのくらいのものだったのか、さらには

正社員の勤務実態までも証明をしなければならず、これではパート労働者にとって極めて不利であり、差別がなくなるとは到底思えません。

第二に、パート労働者の中に、差別的取り扱い禁止の対象となる者とそうでない者とを分けていける点です。正社員と同視すべきパート労働者に該当しなければ、均衡処遇の努力規定があるだけで、かえつて待遇が切り下げられ、格差を固定することが懸念されます。これでは、パート労働者間の格差を拡大する法律であります。その点、私たち民主党案は、すべてのパート労働者を差別的取り扱い禁止の対象としています。

第三に、パート労働者と通常の労働者との労働条件の均衡を図ることを理由として正社員の労働条件が切り下げられるおそれがあり、実際、既にその動きも出ております。パート労働者の待遇が改善されるでもなく正社員の待遇が切り下げられるのでは、全く意味がありません。均等待遇の確保等を図る措置を講ずるに当たっては、民主党案のように、通常の労働者の労働条件を合理的な理由なく低下されることを防ぐ規定を設けるべきであります。

柳澤大臣は、パートの働き方も千差万別とおしゃつております。だから、すべてのパート労働者に適用する必要はないというのでしょうか。それが政府の考える均等待遇なのでしょうか。それでは実態改善の実効性など全くもつて期待できません。それどころか、使用者と労働者のアンバランスな労働関係の中で、かえつて格差を拡大させる内容であることは明らかです。格差は正を真剣に考えた場合、私たち民主党は、やはり、すべての

れで本当に実効性があるのか大変疑問であります。正社員と同じ内容の仕事や責任を何年間も任せられながら、正社員に登用されず、均等待遇が実現しないのでは、全く格差のはずになります。

第五に、同一賃金同一価値労働の実現に向けて、職務給制度を構築しようとしている点です。我が国の中短時間労働者と通常の労働者との均等待遇について、それぞれの事例を積み上げ、労使代表による検討を重ね、社会的なコンセンサスを得ていくことが重要です。しかし、政府案にはそうした施策は入っていません。民主党案のように、事業所ごとに均等待遇等検討委員会を設置すれば、この問題は解決されるのです。

歳未満の少年には認められないというの明らかに矛盾しており、欠陥法案、欠陥修正案と言わざるを得ません。

第三に、民主党修正案は、少年院送致年齢の下限を撤廃するということとしておりました。これに対し、与党修正案は「おおむね十二歳」としておりますが、おおむね十二歳というのは十一歳も含み、しかも、これは行為時の年齢ではなく収容時の年齢であり、行為時に十歳の児童をも含むことになってしまいます。

このように、小学校の児童をも少年院に入れようとする趣旨であるならば、児童福祉を大きく後退させるものであり、全く不適切、到底容認できるものではありません。

昨晩、安倍総理は、記者団の質問に対し、小学生でも少年院に入れるのはやむを得ないと答えたようですが、少年の健全育成のための育て直しという趣旨から考へると、本当にまだ幼い小学生を少年院に収容するべきなのでしょうか。大いに疑問が残ります。

民主党修正案は、第四に、保護観察中の者に対する措置に関し、遵守事項を遵守せず、保護観察によっては改善更生を図ることができないと認めることは、家庭裁判所が少年院送致の決定をすることができる旨の規定を削除することとしておりました。

このように、保護観察処分となつた少年を、保護司の呼び出しに応じない、朝ちゃんと起きてこないといったような、もとの事件に比べればささいな理由で少年院送致をできるようにすることに關し、長勢法務大臣も、その前の事案を考慮して

そうするのだと答弁しており、やはり二重処罰の疑いが晴れません。

民主党の修正案は、第五に、国選付添人の選任は、少年がその選任に係る事件について審判を終局させる決定前に釈放されます。

このときはその効力を失う旨の規定の削除をすることとしておりました。この点に関しては、与党修正案も全面的に受け入れられており、評価いたしました。

民主党修正案では、第六に、国及び地方公共団体は、触法少年及び虞犯少年に係る事件に適切に対処できるよう、家庭的な雰囲気の中での育て直しを重視して、児童相談所について、必要な体制の整備に努めるようにしておりましたが、与党修正案及び原案ではこの児童相談所の役割を非常に軽視しており、当然評価できません。

以上のように、委員会でのこれまでの審議を十分に踏まえて民主党が出した修正案の一部が与党によつて取り入れられた点については、委員会審議の成果として率直に評価いたします。しかし、既に述べたとおり、与党修正案は、政府の原案の幾つもの問題点を放置し、修正部分についても不十分と言わざるを得ない内容であり、与党修正案及び残余の政府原案ともに反対すべきものと考えます。

また、最後に、今回の少年法改正は、教育といふことを最重要と掲げている安倍内閣が、少年を補完するものであることにかんがみ、業務の重点化を図る觀點から、段階的な縮減を図ることとしておりました。

大人の責任を放棄した全く無責任なものであり、我々民主党が、少年を育て直そうといふ観點から修正案を出したところ、一部は取り入れられましたけれども、共同修正がまだ始まつたば

かり、その初日につきなり強行採決をしてしまつて、原案及び与党修正案に反対の討論といたします。(拍手)

○議長(河野洋平君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり修正議決いたしました。

〔賛成者起立〕

○議長(河野洋平君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

〔賛成者起立〕

○議長(河野洋平君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

〔賛成者起立〕

○議長(河野洋平君) この際、内閣提出、地方公営企業等金融機関法案について、趣旨の説明を求めます。総務大臣菅義偉君。

〔國務大臣菅義偉君登壇〕

○國務大臣(菅義偉君) 地方公営企業等金融機関法案の趣旨につきまして御説明申し上げます。

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律に基づき、平成二十年十月に公営企業金融公庫を廃止するとともに、地方公共団体の資本市場からの資金調達を補完するため、長期かつ低利の資金の融通等を行う

申上げます。

第一に、設立につきましては、地方公共団体の長及び議長が発起人となり同機関を設立するものとし、その出資者は地方公共団体に限ることとしております。

第二に、組織につきましては、役員として理事長、副理事長、理事及び監事を置くとともに、意思決定機関として知事、市長、町村長の代表者及びこれと同数の学識経験者で構成する代表者会議を設置することとしております。

また、外部の学識経験者による審議機関として経営審議委員会を設置し、予算、資金の貸し付けに関する基本的事項その他業務について審議を行うとともに、必要に応じて、理事長に対し建議を行ふことができることとし、理事長にはその意見に対する尊重義務を課すこととしております。

さらに、会計について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならないこととしております。

第三に、業務の範囲につきましては、地方公共団体に対する長期かつ低利の資金の融通等を行うこととし、その範囲は、現行の公営企業金融公庫と同様、公営企業等に限ることとしております。

また、対象事業につきましては、同機関の業務が地方公共団体による資本市場からの資金調達を補完するものであることにかんがみ、業務の重点化を図る觀點から、段階的な縮減を図ることとしております。

第四に、同機関に対する国の関与につきましては、その設立及び定款の変更に関し総務大臣が認可を行なうほか、この法律等に違反し、または違反するおそれがある場合に限り、総務大臣は報告徵

収もしくは立入検査または違法行為等の是正要求を行なうこととしております。

そのほか、公営企業金融公庫は平成二十年十月一日に解散するものとし、その権利及び義務につきましては、政府からの出資を除き、同機構が承継することとしております。

また、同機構には、新たな業務に係る勘定のほか、公営企業金融公庫から承継する貸付債権の管理業務に係る勘定を設け、それぞれの勘定ごとに損益を明確に区分し、当該管理業務の適正な運営を確保するために必要な措置を講ずることとしております。

以上が、地方公営企業等金融機関法案の趣旨でございます。(拍手)

地方公営企業等金融機関法案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(河野洋平君)　ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。森山裕君。

[森山裕君登壇]

○森山裕君　自由民主党の森山裕でございます。

私は、自由民主党及び公明党を代表いたしまして、ただいま議題となりました地方公営企業等金融機関法案について質問いたします。(拍手)

政策金融改革については、官から民へ、国から地方への理念のもと、平成十七年の秋から政府・与党において本格的な検討がなされたところであります。その中でも、特に公営企業金融公庫については、いわゆる行革推進法の中で平成二十年度に廃止されることとされ、その後、政府において取

りまとめられた「政策金融改革に係る制度設計」において、「地方公共団体は共同して、資金調達のための新組織を自ら設立する」とされたところであります。

機関法案は、これら政府・与党におけるさまざまなかたの議論の経過を踏まえて今国会に提出されているものだと理解をしております。

また、政府・与党における議論と並行して、新しい組織は地方がその自立と責任のもとに共同して設立するものであることを踏まえ、地方六団体においても議論がなされてきました。その中で、昨年十月には新組織に関する特別法に基づき設立すること、現公庫の財務基盤の全額を承継することを柱とする地方案が政府に対して提示されているところであります。

公営企業金融公庫につきましては、これまで、

地方公共団体が上下水道、病院、交通等の住民の生活に密着した社会資本整備を安定的に行なうとともに、こうした事業を行うに当たつて公共料金の抑制や地方財政の負担軽減を図るために、長期でかつ低利の資金を安定的に供給することにより、住民福祉の向上に寄与してきたところであります。特に最近では、地方債資金の民間調達が推進をされる中で、私の地元鹿児島のような島嶼部や中山間地を多く抱え、民間からの資金調達に限界があるような地域においても、公営企業金融公庫の機能により、長期かつ低利の資金を安定的に供給することができてきたものと考えております。

私がいたしましては、このような公営企業金融公庫の担つてきた重要な役割が新しい金融機関においてもきちんと果たされ、自治体の財政運営や

地方の人々の暮らしに安心をもたらしていただきたいと切に願うところであります。

これらの経過及び基本認識を踏まえ、本法案のための新組織を自ら設立する」とされたところであります。今回提出をされた地方公営企業等金融

機関法案は、これら政府・与党における制度設計においても議論がなされてきました。その中で、昨年十月には新組織に関する特別法に基づき法案作成を行つたのか、この改革についての基本的な理念、考え方などどのようなものであったのか、総務大臣にお伺いいたします。

次に、組織に関する問題でございます。

新機構は、地方公共団体が共同してみずから設立をし、自律的な運営を行う組織であるとされる一方で、資金を貸し付ける相手先も地方公共団体という、貸し手と借り手の同一性が極めて高い組織であるため、経営、特に資金の貸し付けに対するモラルハザード等が起きる可能性も否定できないと考えられます。よつて、このような事態を招かないよう、新機構においては、組織運営に対する外部性をきちんと確保し、適切な外部チェックがなされる仕組みを構築することが必要であると考えておりますが、本法案においては、その組織運営の外部性を確保する方策はどのように講じられているのか、総務大臣にお伺いいたしました。

最後に、現公営企業金融公庫の資産、負債の承継問題についてでございます。

資産、負債の承継に関しては、地方案においては、現在の財務基盤の全額を承継するとされています。現行の財務基盤の全額を承継するところではあります。組織の移行に際して、引き続き、地方における住民生活に密着した水道、下水道、交通、病院等の社会資本整備を効率的に進めていくよう、機構の財務基盤についてしっかりと確保することが重要であると考えておりますが、現公庫からの資産、負債の承継についてはどうなっているのか、総務大臣にお伺いいたします。

次に、業務のあり方に関する問題でございます。

新機構の業務のあり方、特に貸付対象範囲と事

業規模については、行政改革の趣旨からすれば業務の縮減が必要となつてくるのでありますが、一方で、地方六団体が提出した地方案においては、

地方自治体のニーズを踏まえ、機構が決定するものとされているところであります。機構の貸付対象業務の範囲や事業規模について、具体的にどのようにするお考えか、総務大臣にお伺いいたします。

次に、国の関与に対する考え方でございます。本法案を作成するに当たつてのいわば基本原則ともなつている「政策金融改革に係る制度設計においては、国で抱つてきた政策金融の仕組みを地方公共団体の責任で抱う仕組みに移行するに当たり、新たな組織に対して、「国は、新たな出資・保証及びヒト・モノ・カネの全ての面における関与を行わない」とされているところであります。が、本法案において、新機構に対する国の関与はどのように位置づけられているのか、基本的な考え方について総務大臣にお伺いいたします。

最後に、現公営企業金融公庫の資産、負債の承継問題についてでございます。

資産、負債の承継に関しては、地方案においては、現在の財務基盤の全額を承継するとされています。現行の財務基盤の全額を承継するところではあります。組織の移行に際して、引き続き、地方における住民生活に密着した水道、下水道、交通、病院等の社会資本整備を効率的に進めていくよう、機構の財務基盤についてしっかりと確保することが重要であると考えておりますが、現公庫からの資産、負債の承継についてはどうなっているのか、総務大臣にお伺いいたします。

いをいたしました。

今後、地方債市場を取り巻く環境が大きく変化するなど、地方公共団体がより一層の自立を求める時代にあり、また、地方が主体的に担う仕組みに移行する改革の趣旨からしても、新機構の設立主体である地方公共団体においては、みずから責任のもと、今後しっかりと設立準備を行なうことが非常に重要なものとなつてくると考えております。

最後になりますが、安倍内閣にとって、総理が繰り返し述べられている、地方の活力なくして國の活力なしという考え方は、最も重要なテーマであると私は考えております。この地方公営企業等金融機構に関する改革が、行政改革の趣旨のみならず、国から地方へという地方分権改革の趣旨にも沿つたものとなり、現公庫同様民間からの資金調達が厳しい地方自治体においても、円滑な社会資本整備を行うための長期、低利の資金が確保できるようなしつかりとした組織となるよう、今後の関係各位のさらなる御努力を期待いたします、質問を締めくくさせていただきます。(拍手)

〔國務大臣菅義偉君登壇〕

○國務大臣(菅義偉君) 森山議員から五つの質問がありました。

まず、公営企業金融公庫の改革方針についてであります。

公営企業金融公庫廃止後の新組織につきましては、行革推進法及び「政策金融改革に係る制度設計」に従つて、地方六団体から提出された制度設計案の考え方を参考にしつつ、制度設計を行つたものであります。また、行政減量・効率化有識者会議などの外部有識者の方々の意見にも広く耳を

傾け、組織運営に関する外部性の確保や対象事業の重点化、国の関与の限定などを行つたところであります。

次に、組織運営の外部性の確保に関するお尋ねがありました。

本法案においては、最高意思決定機関である代表者会議に地方の代表者と同数の学識経験者を加えるとともに、外部性を有する第三者機関としての経営審議委員会の設置、監査法人等による外部監査制度の導入など、十分に外部性を確保した仕組みを構築しているところであり、この仕組みのもとに適切な運営がなされるものと考えております。

次に、機構の貸付対象業務の範囲や事業規模に関するお尋ねがありました。

機構は、地方が主体的に運営する組織である一方、地方公共団体の資金調達を補完するものであり、また、総務省としても、地方債資金の民間調達を推進していくべきであると考えております。これらを踏まえ、機構の業務範囲については、民間からの調達では限界がある長期かつ低利の資金であつて、住民生活に密着した社会資本整備に対する貸し付けを行うこととしたところであります。

また、事業規模については、財政融資資金と並んで、機構資金についても、段階的に適切な縮減を図ることとしたところであります。

「政策金融改革に係る制度設計」において「国

現公庫における役員の任命、予算、債券発行等の認可を廃止し、設立認可、定款変更認可、違法行為は正要求等の必要最小限の適法性のチェックのみを行うこととしております。

最後に、資産、負債の承継に関するお尋ねがありました。

資産、負債の承継において、現公庫の財務基盤の大宗を占める債券借換損失引当金については、新たな貸し付けに係る一般勘定及び既往の債権管理を行う管理勘定について、将来にわたる經營の持続可能性を確保するために必要な資産を精査した結果、平成二十年十月時点において予想された結果、平成二十年十月時点において予想された債券借換損失引当金残高、おおむね三・四兆円全額を引き継ぐこととなつております。(拍手)

○議長(河野洋平君) 森本哲生君。

〔森本哲生君登壇〕

○森本哲生君 民主党的な森本哲生でございます。

質疑に入る前に、長崎市伊藤市長の今回の事件、悲しみと同時にいたたまれない気持ちでござります。心より御冥福をお祈り申し上げる次第でございます。

それでは、民主党・無所属クラブを代表し、ただいま議題となりました地方公営企業等金融機構法案について質問をさせていただきます。(拍手)

現在、公営企業金融公庫から地方の公営企業に低利かつ長期で融資された資金は、上下水道、交

通等の社会インフラ整備に用いられております。私たち民主党は、昨年の通常国会に行政改革推進法案を提出いたしました。そこでは、行政改革、地方分権、住民生活の便利のバランスを考へ、現在の公庫を廃止し、地方が共同して運営す

る組織に移管するというスキームを提案いたしました。

今回政府が提出された法案も、現在の公庫を廃止し、地方が共同で運営する新たな機構を設立するというものです、その内容については慎重な審議が必要であります。例えば、政府案が実現することによって、融資条件が現在よりも地方自治体にとって不利なものとなれば、公共料金の値上がりなど、住民の負担がふえることも考えられます。本法案は、住民の生活に直結し、制度設計や運営を誤れば、地方の格差を拡大させることにもつながりかねない非常に重要な法案であります。

そこで、以下、不明確な点、懸念される点につきまして質問をさせていただきますので、総務大臣を初めとする各大臣の明快な御答弁をお願い申上げます。

まず、新たな機構の組織体制について質問いたします。

先ほどの森山議員も一部重なる質問をされましたたが、本法案は、地方自治体が運営する新機構が地方自治体に貸し付けを行うというスキームを採用いたします。貸し手と借り手が同じ地方ということがありますので、融資の際に審査が甘くなるのではないかといった懸念がなされております。総務省では、これを防ぐために、外部性を有する第三者機関として、機構に経営審議委員会を置くとされております。

しかし、そのメンバーは、知事、市長、町村長それぞれの代表者と地方の三団体が選任する学識経験者で構成される代表者会議が任命することとされております。地方自治体の息のかかった人物が第三者機関を構成することになるため、果たし

て第三者性の確保が図れるのかどうか疑問であります。徹底した情報の開示や公正中立な立場から外部監査が必要と考えますが、総務大臣の御見解をお伺いいたします。

次に、新たな機関に対する出資方法についてであります。

本法案は、地方自治体の出資方法が規定されておりません。すべての地方自治体に対して新たな機関への出資義務を課さなければ、財政力が強く、融資を必要としない地方自治体は出資せず、財政力の弱い地方自治体のみで新しい機関を形成することにもなりかねないわけであります。具体的な出資方法は地方六団体の設立準備委員会で今後検討していくことのございますが、政府としてどのような方法が望ましいと考えておられるのか、総務大臣の答弁をよろしくお願ひいたします。

次に、新たな機関が発行する債券に対する保証についてであります。

本法案では、現在の公庫で行われていた政府保証ではなく、地方自治体が新たな機関が発行する債券に對して保証することができる規定であります。しかし、政府保証がつけられたときは、信頼度が落ち、現在のような資金調達ができなくなることが懸念されています。総務大臣は、新たな機関が発行する債券が市場でどのように評価を受けるものと見込んでおられるのか。よろしくお願ひいたします。

また、一口に地方自治体が保証するといつても、保証の方法は、地方自治体が共同して保証する、個別の団体ごとに保証するなど、さまざまな選択肢が考えられます。そして、保証の方法いかれでおりません。新機関から貸し付けを受けられ

んによって市場の信用度が変わることもある定されます。しかし、本法案では、保証のルールについて具体的に規定をされていません。そこで、総務大臣にお伺いいたしますが、新機関ではどのような方法で保証をされるのか、具体的に御

答弁をよろしくお願ひ申し上げます。

次に、新たな機関の貸付先について質問をさせていただきます。

本法案では、新機関が貸し付けることを認める公営企業の種類について、水道、交通、病院、下水道、公営住宅、その他政令で定めるものと規定されております。このように、本法案は、貸し付けて認める公営企業の種類を国が決めるにいたしております。これは、政令の内容いかんによつては、地方が本当に必要とする分野で資金調達ができるくなる可能性もあります。本法案は、

専ら国の行政改革の観点から立案されておりますが、国の行政改革と地方の行政改革とが必ずしも同じ結論になるとは限りません。政令を定める際には地方と協議するといった方法で地方の意見を尊重されるのかどうか、総務大臣の意向をお伺いいたします。

一方で、現在の公庫の実態を見ると、中核的な役割を担っているのは国からの出向者です。全職員約八十人のうち、平成十九年三月時点で五十五人が出向者で占められておるわけござります。本法案では、職員の構成についても全く規定をされていませんが、国から人を全く出さないということになるのか、総務大臣の見解を求めます。

一方で、現在の公庫に対しても貸し付けを行つておりますが、先ほど申し述べたとおり、本法案では介護サービスを新機関の貸し付けの対象として明記され

なくなつた場合、これらの自治体の介護サービスは低下するのではないでしようか。厚生労働大臣の答弁を求めます。

また、政令で介護サービスを貸し付けの対象とする予定があるのかどうか、総務大臣の答弁もよろしくお願ひいたします。

次に、新たな機関に対する国の関与についてであります。政府は、昨年の六月に政策金融改革推進本部と行政改革推進本部で決定された「政策金融改革に係る制度設計」において、新しい組織に対し、これも森山議員と少し重複いたしますが、「新たな出資・保証及びヒト・モノ・カネの全ての面における関与を行わない」との方針を示していました。本法案も、国の関与は適法性をチェックするための必要最小限のものに限定するとの立場に立つています。

一方で、現在の公庫の実態を見ると、中核的な役割を担っているのは国からの出向者です。全職員約八十人のうち、平成十九年三月時点で五十五人が出向者で占められておるわけござります。本法案では、職員の構成についても全く規定をされていませんが、国から人を全く出さないということになるのか、総務大臣の見解を求めます。

本法案は、公営企業金融公庫の財産は国がつくり上げたものだという前提に立ち、機関が将来解散した場合などにおいて残された財産は自動的に国に帰属するという考え方をとつておられます。しかし、公庫の財産のほとんどは、地方自治体のいわば払い過ぎた利息が累積したものであり、国はその形成にそれほど寄与していないのであります。それでもかかわらずこのような取り扱いをすることは、地方側にとって不満が残ると考えられます。しかし、公庫の財産のほとんどは、地方自治体の寄与についてどのような認識を持つおられるのか、お伺いいたします。

最後に、安倍内閣が補助金改革に手をつけるつもりが一体あるのかどうか、お伺いをいたします。

本法案により、公営企業に対する貸し付けにつ

年で貸し付けをされております。そのため、二十

八年の間に最大二回借りかえることになります。

その借りかえの際に金利が高くなると、いわゆる逆ざやが起きることになるため、現在の公庫は債

券借換損失引当金を積み立てています。

新たな機関は、その引当金を全額承継するとさ

れております。近年においては、低金利の恩恵を受けて逆ざやが起きず、引当金を取り崩すことはなかつたわけがありますが、今後、金利が上昇し、引当金を取り崩していくという事態が起きることも想定されます。万が一、現在の公庫から承継した引当金を使い果たしてしまった場合、国は財政的な支援を行う用意があるのかどうか、総務大臣の答弁を求めます。

次に、機関の残余財産等の帰属についてであります。

本法案は、公営企業金融公庫の財産は国がつくり上げたものだという前提に立ち、機関が将来解散した場合などにおいて残された財産は自動的に国に帰属するという考え方をとつておられます。しかし、公庫の財産のほとんどは、地方自治体のいわば払い過ぎた利息が累積したものであり、国はその形成にそれほど寄与していないのであります。それでもかかわらずこのような取り扱いをすることは、地方側にとって不満が残ると考えられます。しかし、公庫の財産のほとんどは、地方自治体の寄与についてどのような認識を持つおられるのか、お伺いいたします。

最後に、安倍内閣が補助金改革に手をつけるつもりが一体あるのかどうか、お伺いをいたしました。

官 報 (号 外)

では地方の自主性におおむねゆだねられることがあります、下水道など公営企業にかかる補助金についてはほとんど手つかずで、国の関与が残されたままです。

そもそも安倍総理は、補助金の改革を含め、地方分権に関する具体策を示すことができずにいます。小泉前総理のいわゆる三位一体改革は、数字

一応四兆円の補助金を削減するという目標は実行されました。安倍総理は、地方分権改革推進委員会に地方分権に関する政策の検討をすべてゆだねるという、数字合わせの小泉前総理よりもひどいあります。

これは如にして、且つ勞に、自から地方への信託者による助金については、基本的に全廃し、地方が自由に使える財源に改めて地方の自由度を高めるという具体的な提案をいたしております。

政府は今後、国から地方への補助金をどのように改革していくのか、総務大臣、財務大臣それぞれに今後の方針をお伺いいたします。

政に対する思いを政治家森本哲生として述べさせていただきます。一年生議員として何を言うのか、おしかりをいただくかわかりませんが、お許しを賜りたいと存じます。

国会に送つていただきて一年半が経過をいたしました。特別、通常、臨時国会、すべて経験させていただくことができ、感謝をいたしております。委員会などの非常に充実した質疑を通じて、国会議員としての責務を日々強く感じてゐる昨今であります。

少なく、職権によって開催されることが大変多くなりました。私自身、民主党の行動すべてを正当化するものではありません。しかしながら、国権の最高機関である国会が今のような状況で、国民の皆さんに胸を張って説明できないことが私は非常に残念にも思つております。

私ども政治家は、より多くの方々の幸せをただひたすら願つて、あらゆる角度から議論をすることが政治家の使命と考えております。今の審議状況が、私は憲政史上に汚点を残すことにはなりはないか。総理のリーダーシップ、そして尊敬する河野議長の良識ある判断をお願いして、質疑を終わります。（拍手）

〔國務大臣菅義偉君登壇〕

○國務大臣（菅義偉君） 森本議員の質問に順次お答えしてまいります。

まず、機構のガバナンスについてであります。本法案におきましては、最高意思決定機関であります代表者会議に地方の代表者と同数の学識経験者を加えるとともに、外部性を有する第三者機関としての経営審議委員会の設置、監査法人等による外部監査制度の導入など、十分に外部性を確保した仕組みを構築しているところであり、適切な運営がされるものと考えます。

また、情報公開の観点につきましては、機構の予算、財務諸表や監査結果等についての公表や、インターネットを活用した情報開示等についても規定をしているところであります。

次に、機構への出資についてお尋ねがありまし

た。

出資に関しては、機構が、地方が自主的、主体的に運営する法人であることを踏まえ、法案上、

次に、機構への出資についてお尋ねがありました。

出資額、団体別の出資額に関することは、地方公共団体以外の者は出資することができず、地方公共団体が全額出資することになつております。

次に、機構の債券についての市場評価の見通しについてお尋ねがありました。

機構は、地方公共団体向けに限定をし、長期、低利の資金の貸し付けを行うという政策目的を担うとともに、その財務基盤として債券借換損失引当金を全額承継することによつて、将来にわたり経営の持続可能性を確保することができるものと認識しております。これについては、投資家へのIPOを通じて市場関係者に周知を行うことにより、市場評価を確立できるものと考えております。

次に、機構の債券に対する地方公共団体の保証についてお尋ねがありました。

本法案においては、地方公共団体が機構の債券に係る債務について必要に応じて保証ができる枠組みを用意したところであります。機構は、金利変動リスクに対応するための金利変動準備金など十分な財務基盤を有しているところであり、これらを勘案しながら、機構と地方公共団体との間で必要に応じて具体的な保証の方法等については決定されるものと考えております。

次に、政令で定める貸付対象事業及び介護サービス事業についてお尋ねがありました。

政令で貸付対象事業を定めるに当たつては、機構の業務の重点化を図る一方で、民間からの資金

調達では限界がある長期資金の必要性や地方公共団体のニーズを勘案しつつ、地方の意見も十分聞きながら、今後、介護サービス事業も含めて総合的な見地から検討を行ってまいります。

次に、機構への国家公務員の出向及び機構の円滑な運営についてお尋ねがありました。

職員の任用については機構にゆだねるものでありますけれども、機構の行う業務については金融や地方財政等に関する高度な知識が求められるなどから、業務の円滑な実施のためには幅広い人材を活用していくことが必要であると考えております。機構がその業務の円滑な遂行のために国に対し国家公務員の出向を要請する場合は、その意向を踏まえ、適切に対応してまいりたいと考えます。

次に、金利変動準備金がなくなった場合における国の財政支援についてお尋ねがありました。

将来にわたる経営の持続可能性を確保するために必要な資産を精査した結果として、平成二十年十月時点において予想される債券借換損失引当金残高、おおむね三・四兆円の全額を機構に承継することとしたところであります。したがって、機構においては、国から承継した財政基盤を生かしつつ、健全な経営に万全を期していただきたいと考えており、万が一、引当金を引き継いだ金利変動準備金を使い果たすような事態があるとして、機構に対する国の財政支援はないものと認識をいたしております。

次に、現公営企業金融公庫の財産形成についてお尋ねがありました。

現公庫の財産基盤の大部分を占める債券借換損失引当金については、長期にわたる低金利局面に

官 報 (号 外)

おける債券の借りかえによつて生じた利益を将来の金利上昇に伴う損失に備えて引き当ててきた結果として形成をされたものと認識をいたしております。

最後に、補助金改革についてお尋ねがありまし
た。

三位一体改革では、地方が自由に使える財源をふやし、地方の自立を可能にし、みずからの創意工夫と責任で地方自治体の政策を決められるようになることが重要であるという考え方方に立つて、地方からの意見にも配慮し、補助金改革を行つてきましたところであります。その結果として、三兆円の税源移譲に結びつく国庫補助負担金の廃止、縮小と交付金化、スリム化の改革が達成をできたところであります。

今後とも、地方分権改革推進法に基づいて、先般発足をした地方分権改革推進委員会の審議の中でも、国と地方の役割分担の見直し、それに応じた地方税財源の充実確保等の観点から、国庫補助負担金のあり方について検討を行つてまいります。

以上です。（拍手）

國務大臣柳澤伯夫君登壇

○國務大臣 柳澤伯大君 営企業等金融機構の貸付対象事業についてお尋ねをいただきました。

御指摘のとおり、現在の公営企業金融公庫におきましては、介護サービス事業が貸付対象事業となつております。今後、地方公営企業等金融機構が設立された後におきましても、地方公営企業としての介護サービス事業につきましては、その資金需要をよく把握された上で、地域における介護サービスの確保に支障が出ることのないよう対応

されることを求めてまいりたいと考えております。(柏三)

國務大臣尾身幸次君登壇

○國務大臣(尾身幸次君) 森本議員からの御質問についてお答えいたします。

國庫補助負担金改革についてのお尋ねがござい

○議長の報告
(通知書受領)

一、去る十七日、議長において、次のとおり常任

內閣委員

岳君 橋本 稲荷
亮正君 赤澤 任舒

遠藤宣彦君
小川友一君

木原 誠二君
德田 毅君

松浪 健太君 御法川信英君

佐々木隆博君
谷本 龍哉君
和子君
石田 真敏君

小川 友一君
遠藤 宣彦君
木原 城二君

橋本 岳君
赤澤 亮正君

行酒用但取之
宮下 一郎君 嘉數 知賢君

佐々木 隆博君
和子君
郡 財務金融委員

伊藤言太郎君 辞任
丹羽秀樹君 補欠

小野 晋也君 鈴木 淳司君

越智 陽城君
亀井 善太郎君
山内 康一君

松本洋平君
鍵田忠兵衛君
小野次郎君

平成十九年四月十九日 衆議院会議録第二十四号 地方公営企業等金融機構法案の趣旨説明に対する森本哲生君の質疑 議長の報告書

亀岡 健民君	北村 茂男君	道路交通法の一部を改正する法律案
木原 誠二君	鈴木 騒祐君	刑法の一部を改正する法律案
とかしきなおみ君	橋本 岳君	(議案付託)
西村 明宏君	松浪 健太君	一、昨十八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
松本 洋平君	武藤 容治君	武力紛争の際の文化財の保護に関する条約の締結について承認を求めるの件(条約第五号)
川内 博史君	木原 稔君	武力紛争の際の文化財の保護に関する議定書の締結について承認を求めるの件(条約第六号)
田嶋 要君	木原 稔君	一千九百四十九年三月二十六日にハーベで作成された武力紛争の際の文化財の保護に関する千九百五十四年のハーベ条約の第二議定書の締結について承認を求めるの件(条約第七号)
武藤 容治君	木原 誠二君	以上三件 外務委員会 付託
木原 稔君	木原 誠二君	日本国教育基本法案(鳩山由紀夫君外五名提出、衆法第三号)
北村 茂男君	井脇ノブ子君	日本国教育行政の適正な運営の確保に関する法律案(牧義夫君外二名提出、衆法第一六号)
鈴木 騒祐君	西村 明宏君	日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定の締結について承認を求めるの件
橋本 岳君	田嶋 要君	イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定の締結について承認を求めるの件
藤田 幹雄君	平岡 秀夫君	ターキー国際核融合エネルギー機構の特権及び免除に関する協定の締結について承認を求めるの件
松浪 健太君	川内 博史君	日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定の締結について承認を求めるの件
田名部匡代君	田嶋 要君	二〇〇七年四月十六日発売の「アエラ」誌の記事に対する外務省の関与に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)
平岡 秀夫君	川内 博史君	一、昨十八日、議員から提出した質問主意書は次とのおりである。
（議案受領）	一、去る十七日、議員から提出した議案は次のとおりである。	
教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案(藤村修君外二名提出)	教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案(藤村修君外二名提出)	一、去る十七日、議員から提出した質問主意書は次とのおりである。
学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案(笠浩史君外二名提出)	学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案(笠浩史君外二名提出)	一、去る十七日、議員から提出した質問主意書は次とのおりである。
（議案受領）	（議案受領）	一、去る十七日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。
一、昨十八日、参議院から受領した内閣提出案は特定機器に係る適合性評価の欧洲共同体及びシガポール共和国との相互承認の実施に関する法律の一部を改正する法律案	一、昨十八日、参議院から、本院の送付した次の法律の一部を改正する法律案(内閣提出第九二号)	一、去る十七日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
（議案受領）	（議案受領）	内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
（議案受領）	（議案受領）	温泉法の一部を改正する法律案
（議案受領）	（議案受領）	以上七件 教育再生に関する特別委員会 付託

平成十九年四月六日提出
質問第一六一號

外務省職員の海外渡航に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員の海外渡航に関する質問に対する答弁書

外務省職員の海外渡航に関する質問主意書

用務とは、一般に、なすべき務めを意味するものと承知しており、外務省における職員の用務とは、職員が職務として従事する事柄を意味するものと理解している。

一について

用務とは、一般に、なすべき務めを意味するものと承知しており、外務省における職員の用務とは、職員が職務として従事する事柄を意味するものと理解している。

二について

用務とは、一般に、なすべき務めを意味するものと承知しており、外務省における職員の用務とは、職員が職務として従事する事柄を意味するものと理解している。

三について

用務とは、一般に、なすべき務めを意味するものと承知しており、外務省における職員の用務とは、職員が職務として従事する事柄を意味するものと理解している。

四について

用務とは、一般に、なすべき務めを意味するものと承知しており、外務省における職員の用務とは、職員が職務として従事する事柄を意味するものと理解している。

五について

用務とは、一般に、なすべき務めを意味するものと承知しており、外務省における職員の用務とは、職員が職務として従事する事柄を意味するものと理解している。

六について

用務とは、一般に、なすべき務めを意味するものと承知しており、外務省における職員の用務とは、職員が職務として従事する事柄を意味するものと理解している。

七について

用務とは、一般に、なすべき務めを意味するものと承知しており、外務省における職員の用務とは、職員が職務として従事する事柄を意味するものと理解している。

八について

用務とは、一般に、なすべき務めを意味するものと承知しており、外務省における職員の用務とは、職員が職務として従事する事柄を意味するものと理解している。

九について

用務とは、一般に、なすべき務めを意味するものと承知しており、外務省における職員の用務とは、職員が職務として従事する事柄を意味するものと理解している。

十について

用務とは、一般に、なすべき務めを意味するものと承知しており、外務省における職員の用務とは、職員が職務として従事する事柄を意味するものと理解している。

十一について

用務とは、一般に、なすべき務めを意味するものと承知しており、外務省における職員の用務とは、職員が職務として従事する事柄を意味するものと理解している。

十二について

用務とは、一般に、なすべき務めを意味するものと承知しており、外務省における職員の用務とは、職員が職務として従事する事柄を意味するものと理解している。

十三について

用務とは、一般に、なすべき務めを意味するものと承知しており、外務省における職員の用務とは、職員が職務として従事する事柄を意味するものと理解している。

十四について

用務とは、一般に、なすべき務めを意味するものと承知しており、外務省における職員の用務とは、職員が職務として従事する事柄を意味するものと理解している。

十五について

用務とは、一般に、なすべき務めを意味するものと承知しており、外務省における職員の用務とは、職員が職務として従事する事柄を意味するものと理解している。

十六について

用務とは、一般に、なすべき務めを意味するものと承知しており、外務省における職員の用務とは、職員が職務として従事する事柄を意味するものと理解している。

十七について

用務とは、一般に、なすべき務めを意味するものと承知しており、外務省における職員の用務とは、職員が職務として従事する事柄を意味するものと理解している。

十八について

用務とは、一般に、なすべき務めを意味するものと承知しており、外務省における職員の用務とは、職員が職務として従事する事柄を意味するものと理解している。

十九について

用務とは、一般に、なすべき務めを意味するものと承知しており、外務省における職員の用務とは、職員が職務として従事する事柄を意味するものと理解している。

二十について

用務とは、一般に、なすべき務めを意味するものと承知しており、外務省における職員の用務とは、職員が職務として従事する事柄を意味するものと理解している。

二十一について

用務とは、一般に、なすべき務めを意味するものと承知しており、外務省における職員の用務とは、職員が職務として従事する事柄を意味するものと理解している。

二十二について

用務とは、一般に、なすべき務めを意味するものと承知しており、外務省における職員の用務とは、職員が職務として従事する事柄を意味するものと理解している。

二十三について

用務とは、一般に、なすべき務めを意味するものと承知しており、外務省における職員の用務とは、職員が職務として従事する事柄を意味するものと理解している。

平成十九年四月六日提出
質問第一六二號

若年者の雇用政策と支援に関する質問主意書

提出者 赤嶺 政賢

かつたフリーランスは誰か。さらに、政府は若年者の雇用の現状をどのように把握しているのか、併せて明らかにされたい。

数が増加した要因、高止まりしている要因は何にあると認識しているのか、政府の見解を伺いたい。

2 若年者の失業者、フリーランス及びニートの

若年者の雇用政策と支援に関する質問主意書

3 1で示した政府の狭い定義による統計数字には、就職先がないために大学を留年する者、学卒後とりあえず専門学校等に籍を置きアルバイトをしている者、就職の意思のない

若年者の雇用情勢は、新規学卒者の就職内定状況に回復の兆しが見られるものの、アルバイト、パート、派遣、請負、契約、嘱託といった正社員でない形でフリーランスとして働いている者が多数存在している。さらには、若年者の失業者、二十一の数が高止まり傾向にあるなど、若年者の雇用問題は深刻な事態にある。

学識者、労働関係者の間からは、若年者の失業等は構造的な問題であり、こうした状態が長期に持続するようになれば、日本の今後の社会や経済に著しい影響を与えるとの指摘もなされている。若年者の雇用問題は、若者の将来と格差を固定化させない社会をつくる上で放置できない非常に重要な課題であり、とりわけ若年者の雇用政策と支援は喫緊の課題である。

また、契約社員、フリーライターなどの自由業者、自営業者や家族従業者でもアルバイト程度の収入しかなく、将来の収入・保障のない若者もいる。こうした「収入・経済基盤がない若者」、すなわち「フリーランス的立場」に置かれている若者を含めると、現在でもその数は五〇〇万人を下らないだろうという指摘がある。

政府は、収入が不安定で将来の収入・保障のないこれら若者の雇用の現状をどのように考えているのか見解を伺いたい。

4 フリーランス及びニートの定義が、内閣府と厚生労働省とで異なつており、それぞれの実態を正確に把握する上でも、問題の本質を理解する上でも統一する必要があると考える。

そこで、政府のフリーランス及びニートの統一した定義を明確にされたい。

1 若年者の失業者は一二七万人、フリーランスが一八七万人、ニートについては、六二万人とも八五万人とも言わわれている。

現在政府は、若年者（一五歳から三五歳未満の者）のうち失業者、フリーランス及びニートの数はどれくらいに達していると把握しているのか。また、バブル崩壊後のいわゆる就職氷河期に不本意な職業につかざるを得ない

5 フリーランス及びニートの問題については、

内閣衆質一六六第一号
内閣總理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員の海外渡航に関する質問主意書
外務省職員の海外渡航に関する質問主意書
外務省職員の海外渡航に関する質問主意書
外務省職員の海外渡航に関する質問主意書

外務省職員の海外渡航に関する質問主意書
外務省職員の海外渡航に関する質問主意書
外務省職員の海外渡航に関する質問主意書
外務省職員の海外渡航に関する質問主意書

学者の間には、「景気が回復しても解消しない。産業構造の変化に伴う雇用形態の転換による不安定雇用化という構造的要因として捉える必要がある」との意見が少なくない。このような意見に対して、政府はどのように考へているのか見解を伺いたい。また、政府がこのフリーラー及びニート問題の要因は別の構造的原因にあるとの認識を持つているのであれば、その見解を伺いたい。

6 フリーラー及びニートの数が高止まりしている背景には、長期化した不景気だけでなく、企業が、雇用形態を「転換」して「多様化」を推進し、人件費大幅削減のために正規社員のリストラ解雇、正規雇用から非正規雇用への置き換え、賃金切り下げ、新卒採用の抑制、フリーラーの活用・拡大をしてきたことなどがある。また政府が、この雇用形態の転換を「労働市場の流動化」「終身雇用の終焉」と称して強力に推進してきたことにあるとの見方がある。このような意見をどう考へるのか、政府の見解を伺いたい。

1 若年者雇用の「格差」について
1 若年者の正社員とフリーラー、ニートとの雇用「格差」について、どのような現状認識を持っていますか。まず政府の見解を伺いたい。

2 若年層は、ひとたびフリーラーとなれば定職につくことは極めて困難であり、昇給もなく定期収入の見通しも保障もない。初期条件の違いが将来にわたって大きな格差を生み出

すことになり、それは収入の格差にとどまらず若者の意識、生活スタイル、活動範囲など生活全般に影響を及ぼす。

こうした雇用の「格差」は、将来への希望、展望を持てない若者を大量に生み出しているとの指摘がある。政府は、かかる指摘についてどう考へるのか。また、どのような問題をはらんでいると考えているのか見解を伺いたい。

3

フリーラーの増加は、①フリーラーの七割

以上の者が、正社員を希望していると言われているが、その希望がかなえられないために、若者の不利益や不安感を著しく増大させている②正社員と収入や雇用が不安定なフリーラーとの格差が広がり、社会秩序への影響が増大する③フリーラーは、「定型的」、「補助的」な仕事に従事している者が多く、職業訓練の場も保障されないために中長期的には、経済活動にも著しい影響を与えることになる④世帯形成期になつても、安定した収入、経済的基盤がないために結婚や子育ての制約となり、晚婚化、少子化に拍車をかけることになるとの指摘がある。

このようないかんに考へて、政府はどのように考へているのか。

4

フリーラーの増加が経済、社会に

もたらす影響や問題点について、政府はどのようないかんに考へて、政府の見解を伺いたい。

1 安倍総理は、施政方針演説で「さまざまなおいじができるよう、今般取りまとめた「再チャレンジ」

レンジ支援総合プラン」に基づき、全力を挙げて取り組みます」と表明された。

総理のいう「再チャレンジ」の考え方について、詳細かつ明確に伺いたい。

2 「再チャレンジ支援総合プラン」の「基本的

認識」では、「勝ち組、負け組」を固定させない社会、また、働き方、学び方、暮らし方が多様で複線化した社会の仕組が必要である」と述べている。それはどのような社会の仕組を考えているのか具体的に説明されたい。

3 「再チャレンジ支援総合プラン」は、激しい

市場競争で、そこからはじき出された者、すなわち会社をリストラされた者、障害者、高齢者までひとづくりにして、こうした人たちの中での再挑戦しようとする姿勢のある者に対する、事後的に「再チャレンジ」の機会を提供するというものであると理解してよい。

4 「再チャレンジ支援総合プラン」における

「再チャレンジ」とは、フリーラー等を生じさせないために安定した雇用機会をどう確保するのか、障害者や高齢者に対し雇用機会をどう保障するのかという政策ではなく、フリーラーや障害者、高齢者も含めて「チャレンジ」に成功しなければ、事実上「切り捨てる」というものか。

5 フリーラー等は、初期条件の不利によつて、非正規で低賃金、不安定な生活という立場に置かれている。仮に若者が「再チャレンジ」して万が一うまくいったとしても、そこ

で待ち構えているのは「ワーキングプア」だったとしたら、若者は意欲と将来の希望をどのように持てばいいのか。「再チャレンジ支援

のように考へているのか、政府の見解を伺いたい。

6 昨年、日本経団連が実施した調査結果によれば、企業五六〇社のうちフリーラーを積極的に正社員に採用したいと答えたのは、わずかに一・六パーセントである。

安倍総理は、各経済団体に「再チャレンジ支援策に対する協力要請をしたようであるが、日本経団連の御手洗会長は「正社員への採用について性急に実現しようとすると企業經營に衝撃を与えるかねない」という趣旨のことを述べた模様である。

「再チャレンジ支援総合プラン」を強力に推進するといつても、企業がこのような姿勢では、その実効性は極めて乏しいのではないか。経済団体の協力が必要と考へられるが、政府の見解を伺いたい。

7 「再チャレンジ支援総合プラン」の「再チャレンジ支援における重点課題」では、「いわゆる就職氷河期」に直面した若者、特にフリーラーの常用雇用化やニートの職業的自立を促進する」としている。そのためのどのような具体的な対策等を講じるのか、明らかにされたい。

8 「再チャレンジ支援策」は、「フリーラー二五万人常用雇用化プランを推進し、二〇一〇年までにフリーラーをピーク時の八割に減らす」としているが、そのためのどのような実効性のある対策を講じるつもりか。

9 政府の言うように、若者が「再チャレンジ」によって安定した雇用機会を確保できるためには、低額の教育・職業的訓練の機会、その後の雇用の見通しが確実に保障されている体

制がなければならない。そうでなければ「再チャレンジ」は、政府の責任を問わずに、いわゆる「負け」の原因を個人の努力や意欲のなさといった「自己責任」に帰すことにならざるを得ない。「再チャレンジ」構想は単なる「尻たたき」という厳しい指摘もある。政府の見解如何。

10 「再チャレンジ支援策」は、正規社員と非正規社員の「均衡待遇」を掲げている。企業は、非正規社員の待遇を向上させるのではなく、「均衡待遇」を理由に、人件費削減から正社員の「雇用保障」「賃金」といった待遇の低下で対応することが考えられる。

政府の見解を問う。

内閣衆質一六六第一六二号
平成十九年四月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員赤嶺政賢君提出若年者の雇用政策と支援に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員赤嶺政賢君提出若年者の雇用政策と支援に関する質問に対する答弁書

一の1及び3について

総務省統計局の労働力調査によると、十五歳から三十四歳までの完全失業者数は、平成十八年平均で約百二十七万人である。また、いわゆるフリーターの数については、同調査(詳細結果)により、十五歳から三十四歳まで、男性は卒業者、女性は卒業未婚者のうち、①雇

用者のうち「パート・アルバイト」の者、②完全失業者の中探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者、③非労働力人口のうち希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で家事も通学も就業内定もしていない「その他」の者として①から③までを集計すると、平成十八年平均で約百八十七万人である。いわゆる二一トの状態にある無業者(以下「二一ト」という)の数については、同調査により、二一トに近い概念として、若年無業者を十五歳から三十四歳までの者であつて非労働力人口のうち家事も通学もしていない「その他」のものと定義して集計すると、平成十八年平均で約六十二万人である。

就職氷河期に不本意な職業につかざるを得なかつたフリーターの数については把握していないが、同調査(詳細結果)によれば、いわゆる就職氷河期に就職の時期を迎えたと考えられる二十五歳から三十四歳までのフリーターの数は、平成十八年平均で約九十二万人である。

近年の若者の雇用失業情勢については、新規学卒者の就職状況が改善傾向にあり、フリーターの数は三年連続で減少するなど、改善の動きが加速している。しかしながら、フリーター等にとどまっている若者や二一トは依然として多い状況にあり、これらの者の雇用状況の改善は、重要な課題であると認識している。

二の1及び3について

政府としては、一の1及び3について述べたフリーターの数等を念頭に、「再チャレンジ支援総合プラン」(平成十八年十二月二十五日「多様な機会のある社会」推進会議決定)等における若年者雇用対策について各種の取組を推進しているものである。

二の1から4までについて

「再チャレンジ支援総合プラン」における「再チャレンジ支援策」は、フリーター、二一ト、子育て中の女性、障害者、高齢者といった様々な事情・状況にある人々が、就業・起業・学習・居住等に關し、何とかを実現できるようになるための障害を取り除く、又は選択肢を多様化しようとするものであり、ここにおける「再チャレンジ」には、これらの人々の最初のチャレンジや新たなチャレンジも含まれている。

三の5、7及び8について

フリーターや二一トが自立し、また、安定した収入を得られるようにすることは、格差を固定させない社会を構築していく上で重要な課題であると認識している。このため、厚生労働省では、平成十九年度において、ジョブクラブ方式による集団的な就職支援の実施等により、改善が遅れている二十五歳から三十四歳までのいわゆる年長フリーターの常用雇用化を支援するなど「フリーター二十五万人常用雇用化プラン」を推進するとともに、二一トをはじめとする若者の働く意欲を高めるための「若者自立塾」の推進や、若者の置かれた状況に応じた専門的

卒者で就職したとしても比較的早期に離職する者の割合が依然として高い水準にあること、企業の求める人材と若者の能力や希望する仕事の内容との間でミスマッチが存在していること等があると認識している。

また、近年、経済・産業構造の変化や価値観の多様化などにより、企業や労働者が多様な働き方を求めるようになっていていると認識しており、政府としては、労働者の保護に欠けることのないよう留意しつつ、多様な働き方を選択できるようにするための必要な改革を進めてきたところである。

一の4について

政府としては、一の1及び3について述べたフリーターの数等を念頭に、「再チャレンジ支援総合プラン」(平成十八年十二月二十五日「多様な機会のある社会」推進会議決定)等における若年者雇用対策について各種の取組を推進しているものである。

三の3及び4について

「再チャレンジ支援総合プラン」における「再チャレンジ支援策」は、フリーター、二一ト、子育て中の女性、障害者、高齢者といった様々な事情・状況にある人々が、就業・起業・学習・居住等に關し、何とかを実現できるようになるための障害を取り除く、又は選択肢を多様化しようとするものであり、ここにおける「再チャレンジ」には、これらの人々の最初のチャレンジや新たなチャレンジも含まれている。

三の5、7及び8について

フリーターや二一トが自立し、また、安定した収入を得られるようにすることは、格差を固定させない社会を構築していく上で重要な課題であると認識している。このため、厚生労働省では、平成十九年度において、ジョブクラブ方式による集団的な就職支援の実施等により、改善が遅れている二十五歳から三十四歳までのいわゆる年長フリーターの常用雇用化を支援するなど「フリーター二十五万人常用雇用化プラン」を推進するとともに、二一トをはじめとする若者の働く意欲を高めるための「若者自立塾」の推進や、若者の置かれた状況に応じた専門的

り、「再チャレンジ」の考え方及びその目指すべき社会の仕組みは、国民一人一人がその能力や持ち味を十分發揮し、努力が報われ、公正であること、多様な機会が与えられ、仮に失敗しても何度も再チャレンジができ、「勝ち組、負け組」を固定させないこと、また、働き方、学び方、暮らし方が多様で複線化し、人生の各段階で多様な選択肢が用意され、それを自由に選択することができるなどと認識している。

また、社会の仕組みは、国民一人一人がその能力や持ち味を十分發揮し、努力が報われ、公正であること、多様な機会が与えられ、仮に失敗しても何度も再チャレンジができ、「勝ち組、負け組」を固定させないこと、また、働き方、学び方、暮らし方が多様で複線化し、人生の各段階で多様な選択肢が用意され、それを自由に選択することができるなどと認識している。

八 七の事実があるとするならば、外務大臣秘書官は公務として指輪の購入を行つたか。かかる行為を公務とするならば、その法令上の根拠を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一六六第一六四号
平成十九年四月十七日

内閣總理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務大臣秘書官の行為に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務大臣秘書官

の行為に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の時点において外務大臣秘書官事務取扱を命ぜられていた者は、上月豊久及び遠藤和也である。

二、三及び五について

外務省において保管されている文書で確認できる範囲では、御指摘の会談は、平成十三年十一月一日午後七時から開始されることが予定されていたが、日本側の日程上の都合によりイラン側と調整し、同日午後七時四十分頃から午後九時頃まで行われた。

四について

お尋ねについては、個々の行事をめぐる具体的な状況によることから、一概にお答えすることは困難である。

六について

外務省として、御指摘のような報道があつた

として当時国会の審議等において取り上げられたことは承知している。

七及び八について

お尋ねについては、個人のプライバシーにかかる部内でのやり取りであることから、外務省としてお答えすることは差し控えたい。

八 七の事実があるとするならば、外務大臣秘書官は公務として指輪の購入を行つたか。かかる行為を公務とするならば、その法令上の根拠を明らかにされたい。

右質問する。

二 調査が完了していないとすれば、前項の調査の現時点での進捗具合はどの程度か。すでに調査が終了した省庁はどこか。

三 さらに安倍總理は「我々、どういうものが私どもが根絶をしようとしている押しつけ的なあつせんによる再就職の範囲に入るかどうか、どの範囲を押しつけとするかどうかは決めていきたい」と答弁している。押しつけ的天下りに關して、それは、どういうもので、どの範囲を押しつけとするか、決まつたのか。決まつたのであれば、具体的な範囲をお示し願いたい。

四 「予算や権限を背景とした押し付け的なあつせん」というだけでは不明確であり、より具体的な定義をお尋ねする。決まつていないのであれば、いつまでに決めるのか。お示し願いたい。

五 渡辺大臣は天下りの実態などについて、十省庁に直接ヒアリングしたと聞くが、ヒアリングの際に発した質問はどのようなもので、対象はどこの省庁か。

六 ヒアリングの結果はどのようなものだつたか。省庁別に具体的な事例も含めて内容をお示し願いたい。

七 ヒアリングの結果や、その他の調査などを通じて、押しつけ的天下りの具体的な事例の存在は確認できたか。確認できたとすれば、どこの省庁で存在したのか、省庁名をお示し願いたい。

八 渡辺大臣の発言に天下りのあつせんに関する「一段ロケット、二段ロケット」というものがあるが、これは過去、現在、一例でも存在が確認されているのか。

九 予算委員会第一分科会にて、一度天下りした官僚OBのさらなる再就職あつせん、二回目、三回目の天下りのあつせんの実態調査に関して、渡辺大臣から「調査をする過程でできるだけ実態に迫つていきたいと思います」「スピード感を持ってやつていきたいと考えております」と答弁があつた。

一〇 調査をしたのであれば結果を具体的な事例とともにお示し願いたい。調査が完了していなければ、いつまでに完了し、その結果を公表するのか。

新人材バンクは、天下りのあつせんを合法化する「天下りバンク」ではないか、という批判にどう答えるのか。

一一 各府省から天下り受け入れを要請した事例はあったのか。

一二 渡辺大臣は天下りの実態などについて、十省庁に直接ヒアリングしたと聞くが、ヒアリングの際に発した質問はどのようなもので、対象はどこの省庁か。

一二 調査が完了していないとすれば、前項の調査の現時点での進捗具合はどの程度か。すでに調査が終了した省庁はどこか。

一二 さらに安倍總理は「我々、どういうものが私どもが根絶をしようとしている押しつけ的なあつせんによる再就職の範囲に入るかどうか、どの範囲を押しつけとするかは決めていきたい」と答弁している。押しつけ的天下りに關して、それは、どういうもので、どの範囲を押しつけとするか、決まつたのか。決まつたのであれば、具体的な範囲をお示し願いたい。

一二 「予算や権限を背景とした押し付け的なあつせん」というだけでは不明確であり、より具体的な定義をお尋ねする。決まつていないのであれば、いつまでに決めるのか。お示し願いたい。

一二 渡辺大臣は天下りの実態などについて、十省庁に直接ヒアリングしたと聞くが、ヒアリングの際に発した質問はどのようなもので、対象はどこの省庁か。

一二 ヒアリングの結果や、その他の調査などを通じて、押しつけ的天下りの具体的な事例の存在は確認できたか。確認できたとすれば、どこの省庁で存在したのか、省庁名をお示し願いたい。

一二 渡辺大臣の発言に天下りのあつせんに関する「一段ロケット、二段ロケット」というものがあるが、これは過去、現在、一例でも存在が確認されているのか。

一二 予算委員会第一分科会にて、一度天下りした官僚OBのさらなる再就職あつせん、二回目、三回目の天下りのあつせんの実態調査に関して、渡辺大臣から「調査をする過程でできるだけ実態に迫つていきたいと思います」「スピード感を持ってやつていきたいと考えております」と答弁があつた。

一二 調査をしたのであれば結果を具体的な事例とともにお示し願いたい。調査が完了していなければ、いつまでに完了し、その結果を公表するのか。

ば、いつまでに調査をして、内容をいつごろ公表するのか。

十 渡辺大臣の省庁からのヒアリングやそれ以外の調査などで、二回目、三回目の省庁による天下りあつせんのケースはあつたか。あるとすれば、省庁名と、その内容を具体的にお示し願いたい。

十一 当然、二回目、三回目のあつせんは、あつてはならない問題と考える。

1 内閣の見解もあつてはならないとのお考えか。

2 これまで関与した人事担当職員などの責任や処分などについてどのように考えるか。

3 管理職や職員に対する責任を問うためにも、これまでの二回目、三回目のあつせんの全容調査をすべきと考えるが、いかがか。

十二 当然、二回目、三回目のあつせんは、政府が検討している新人材バンクにおいても全面禁止にすべきと考えるがいかがか。

十三 天下りあつせん禁止の渡辺プランでは、省庁によるあつせんを禁止して、新人材バンクであつせんを一元化するとしているが、これはいわゆるキャリア、ノンキャリア、幹部、非幹部（平職員）を問わずに例外無く適用するというこ

十四 天下りあつせん禁止の渡辺プランでは、省庁によるあつせんを禁止して、新人材バンクであつせんを一元化するとしているが、これは、企業や独立行政法人、特殊法人、認可法人、学校法人などによるあつせんを適用するものか。

十五 平成十九年三月二〇日の参議院内閣委員会

で民主党松井孝治参議院議員が前項と同様の質問をしているが、これに対しても渡辺大臣は「どこからどこまでを規制対象とするか」という問題については、例外を設けずに今最終的な詰めを行っているところでございます。公益法人と営利企業に限るという御意見もあるようですが、

私は例外なく今検討をしているところであります」と答弁している。

1 例外なくとはどのような団体法人を含めるのか。

2 独立行政法人や公益法人の一部に例外を設けるなど役所に押し切られるではなく担当

大臣であれば自らの信念を貫き通すべきと考えるがいかがか。

3 特殊法人、認可法人、学校法人、公益法人などへの天下りのあつせん・仲介は例外無く禁止すべきと考えるがいかがか。

4 独立行政法人職員の天下り規制をすべきと考えるがいかがか。

十五 今後は、政府による企業や独立行政法人、

特殊法人、認可法人、学校法人、公益法人などへの天下りのあつせん・仲介は例外無く禁止すべきと考えるがいかがか。

十六 現在、二年の天下り規制がある。こ

れを撤廃するのはいつごろか。規定の撤廃はすべきでないと考えるがいかがか。

十七 現在、二年の天下り規制がある。こ

れを撤廃するのはいつごろか。規定の撤廃はすべきでないと考えるがいかがか。

十八 財務省などの省庁が、今回の公務員制度改革の天下り規制について、意見ベーパーを出していると聞いている。

十九 民主党が要請した予備的調査で、独立行政法人の発注の実態が初めて明らかになつた。

二十 五九の独立行政法人の平成一七年度発注の約六割が随意契約だつた。そのうち、約三割が独立行政法人や省庁の〇Bの天下り先への発注だつた。

二十一 地方公務員の天下りに關してお尋ねする。

二十二 地方公務員の天下りのあつせんや仲介をしている実態はあるのか。

二十三 地方公務員の天下りのあつせんや仲介をしておられるがいかがか。

二十四 地方公務員の天下り規制をすべきと考えるがいかがか。

二十五 その意見ベーパーの作成は職務の一環として出されたのか。省庁ごとにお示し願いたい。

二十六 その意見ベーパーは当該省庁全体の意見として職務時間内にされたものか、省庁ごとに

お示し願いたい。

二十七 その意見ベーパーの作成は職務の一環として職務時間内にされたものか、省庁ごとに

お示し願いたい。

十九 民主党が要請した予備的調査で、独立行政法人の発注の実態が初めて明らかになつた。

五九の独立行政法人の平成一七年度発注の約六割が随意契約だつた。そのうち、約三割が独立行政法人や省庁の〇Bの天下り先への発注だつた。

二十 独立行政法人職員の天下りの規制は政府として考えているのか。考えているとすればその内容をお示し願いたい。

二十一 独立行政法人職員の天下りのあつせんや仲介をしている実態はあるのか。

二十二 独立行政法人職員の天下りの規制は政府として考えているのか。考えているとすればその内容をお示し願いたい。

二十三 地方公務員の天下り規制をすべきと考えるがいかがか。

二十四 地方公務員の天下り規制をすべきと考えるがいかがか。

二十五 衆議院議員長妻昭君提出安倍総理発言の「押しつけ的な天下り」に関する第三回質問に対する答弁書

内閣衆質一六六第一六五号
平成十九年四月十七日

内閣総理大臣 安倍晋三
衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員長妻昭君提出安倍総理発言の「押しつけ的な天下り」に関する第三回質問に対する答弁書

別紙

一、二、八及び九について

各府省等のあつせん、仲介等による再就職の状況については、平成十九年四月六日に総務省において「再就職のあつせんに関する調査結果について」として、再々就職の状況については、平成十九年四月十三日に行政改革推進本部事務局において「二回目以降の再就職のあつせんに関する調査結果について」として公表したところである。また、お尋ねの具体的な事例等について、調査を行うことは膨大な作業を要することから、お答えすることは困難である。

三、四の1及び2、十一の1及び2並びに十二から十七までについて

予算や権限を背景とした押し付け的なあつせんが書いた答弁書をただ追認するのではなく、総理大臣や所管大臣が自らの責任で答弁書を作成願いたい。その上で、質問番号を束ねて粗く

不誠実な回答をするのではなく、質問番号ごとに誠実な答弁を頂くことをお願いする。

天下り問題の解決は日本の将来にとつても重要な課題である。取り組みが骨抜きにならないようにしてかりとした答弁をお願いする。

右質問する。

んに関しては、国民の目から見て押し付け的なものも含まれていると考えており、再就職規制

については、全体パッケージの中で、各府省等によるあつせんをなくして、機能する「新・人材バンク(仮称)」へ「元化していく方向で法案化を進め、これにより押し付け的なものを根絶する方針であるが、現在、これらの具体的な在り方等について検討しているところであり、お尋ねについてお答えすることは差し控えたい。

四の3について
各府省等において、平成十六年から平成十八年までの三年間に企業、団体等に職員の再就職の受入れを要請した事例として確認されたものはない。

五及び六について
各府省等に対するヒアリングの取扱いについては、再就職規制に係る法案化を進めているところであり、また、国の機関の相互間における検討に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不當に損なわれるおそれがあり、お尋ねについては、現時点では、お答えすることを差し控えたい。

七及び十について
各府省等に対するヒアリングの取扱いについては、再就職規制に係る法案化を進めているところであり、また、国の機関の相互間における検討に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不當に損なわれるおそれがあり、お尋ねについては、現時点では、お答えすることを差し控え

たい。また、各府省等のあつせん、仲介等によ

る再就職の状況については、平成十九年四月六日に総務省において「再就職のあつせんに関する調査結果について」として、再々就職の状況については、平成十九年四月十三日に行政改革

推進本部事務局において「二回目以降の再就職のあつせんに関する調査結果について」として公表したとおりである。これらのヒアリング及び調査で把握した事項以外について、調査を行うことは膨大な作業を要することから、お答えすることは困難である。

十一の3について
各府省等のあつせん、仲介等による再々就職の状況については、平成十九年四月十三日に行政改革推進本部事務局において「二回目以降の再就職のあつせんに関する調査結果について」として公表したとおりである。現在、国家公務員の再就職規制に係る法案化を進めているところであり、また、この調査で把握した事項以外について、調査を行うことは膨大な作業を要することから、お答えすることは困難である。

十二の3について
現在、公務員制度改革における国家公務員の再就職規制に係る法案化を進めているところであり、お尋ねについては、その状況や地方の実態等を踏まえて検討することとしている。

十三の3について
現在、公務員制度改革における国家公務員の再就職規制に係る法案化を進めているところであり、また、お尋ねについて、調査を行うことは膨大な作業を要することから、お答えすることは困難である。

十四の3について
現在、公務員制度改革における国行政機関の職員の再就職規制に係る法案化を進めているところであり、お尋ねについては、その状況を踏まえて検討することとしている。

十九の2及び3について

現在、公務員制度改革における国行政機関の職員の再就職規制に係る法案化を進めているところであり、また、お尋ねについて、調査を行いうことは膨大な作業を要することから、お答えすることは困難である。なお、独立行政法人を退職してその子会社等の役員に就いている者の状況については、毎年度公表しており、平成十八年十月一日現在で二百四十五人である。

二十の1及び4について
現在、公務員制度改革における国家公務員の再就職規制に係る法案化を進めているところであり、お尋ねについては、その状況や地方の実態等を踏まえて検討することとしている。

二十一の2及び3について
現在、公務員制度改革における国家公務員の再就職規制に係る法案化を進めているところであり、また、お尋ねについて、調査を行うことは困難である。

二十二の2及び3について
現在、公務員制度改革における国家公務員の再就職規制に係る法案化を進めているところであり、また、お尋ねについて、調査を行うことは困難である。

二十三の2及び3について
現在、公務員制度改革における国家公務員の再就職規制に係る法案化を進めているところであり、また、お尋ねについて、調査を行うことは困難である。

二十四の2及び3について
現在、公務員制度改革における国家公務員の再就職規制に係る法案化を進めているところであり、また、お尋ねについて、調査を行うことは困難である。

二十五の2及び3について
現在、公務員制度改革における国行政機関の職員の再就職規制に係る法案化を進めているところであり、お尋ねについては、その状況を踏まえて検討することとしている。

二十六の2及び3について
現在、公務員制度改革における国行政機関の職員の再就職規制に係る法案化を進めているところであり、お尋ねについては、その状況を踏まえて検討することとしている。

雇用保険法等の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。
よって国会法第八十三条により回付する。

平成十九年四月十一日

参議院議長 扇 千景

衆議院議長 河野 洋平殿

(修正に係る条文を掲ぐ。小字及び一は修正)

第三条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二十四条の次に次の六項を加える。

国庫ハ第五十八条第一項ノ規定ニ依ル国庫ノ負担ニ付テハ当分ノ間此ノ規定ニ拘ラズ此ノ規定ニ付スル額ヲ負担ス

国庫ガ前項ニ規定スル額ヲ負担スル会計年度

二付テハ第五十八条第二項ノ規定ハ之ヲ適用セズ

附則第二十五条ノ規定ノ適用アル場合ニ於ケル第五十八条第三項及第四項ノ規定ノ適用ニ付テハ同条第三項中「前二項」トアルハ「附則第二十五項」ト同条第四項中「前三項」トアルハ「前項及附則第二十五項」トス

平成十九年四月
雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第
号)ノ施行ノ日ノ属スル月

乃至平成二十二年三月分迄ノ保険料率ニ付テ
ハ第五十九条第五項第一号中「千分ノ百十三

トアルハ「千分ノ百十一」ト第六十条第一項第
一項第一号中「千分ノ百十三」

一号及第三号中「千分ノ五十二・五」トアルハ
千分ノ五十・五」トス

第三十三条ノ十六ノ四第一項各号ノ一二該当
スル者ニシテ同項第一号ニ規定スル基準日前
二教育訓練給付金ノ支給ヲ受ケザルモノニ付
スル同項ノ規定ノ適用ニ付テハ當分ノ間同項
中三年」トアルハ「一年」トス

平成二十二年三月三十一日迄ノ間第三十六条
第一項ニ規定スル休業ヲ開始シタル被保険者
ニ対スル第三十七条第二項ノ規定ノ適用ニ付
テハ同項中「百分ノ十」トアルハ「百分ノ二十」
トス

(施行期日)

公布の日
平成十九年四月一日

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当
該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法の目次の改正規定、同
法第六条、第十三条、第十四条、第十七条第
一項及び第二項、第三十五条、第三十七条第
一項、第三十七条の二第二項、第三十七条的
三第一項、第三十七条の五、第三十八条第三
項、第三十九条、第四十条第一項、第五十六
条第二項、第六十一条の四、第六十二条の七
第二項、第七十二条第一項、附則第三条並び
に附則第七条の改正規定並びに同法附則に三
条を加える改正規定(同法附則第十条を加え
る部分を除く)並びに第三条中船員保険法第
三十三条ノ三、第三十三条ノ十第三項、第三
十三条ノ十二第三項、第三十三条ノ十六ノ二
第一項、第三十三条ノ十六ノ四第一項第一号
及び第三十四条の改正規定、同法第三十六条

に一項を加える改正規定、同法第五十九条第
五項第一号の改正規定(「第三十三条ノ三第二
項各号」を「第三十三条ノ三第三項各号」に改
める部分に限る)、同項第二号の改正規定、
同法第六十条第一項第一号の改正規定(第三
十三条ノ三第二項各号)を「第三十三条ノ三第
三項各号」に改める部分に限る)、同項第二
号の改正規定、同項第三号の改正規定(「第三
十三条ノ三第二項各号」を「第三十三条ノ三第
三項各号」に改める部分に限る)、同項第四
号の改正規定、同法附則第二十三項の改正規
定並びに同法附則第二十四項の次に六項を加
える改正規定(同法附則第二十五項から第二
十八項までを加える部分を除く)並びに附則
第三条から第五条まで、第十条、第十二条、
第十三条、第十四条、第十六条、第十七条、第
六十二条、第六十三条、第六十六条及び第
六十九条の規定、附則第七十条中国家公務員
共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)
第六十一条、第六十三条、第六十六条及び第
二十二条、第二百二十二条、第二百二十三條から第
一百二十五条まで、第二百二十八条、第二百三十条
から第二百三十四条まで及び第二百三十七条から
第二百三十九条までの規定 平成二十二年四月
一日

二 附則第十九条から第二十六条まで並びに第
二十九条第三項及び第四項の規定 平成二十
年十月一日

三 第二条、第四条、第六条及び第八条並びに
附則第二十七条、第二十八条、第二十九条第
一条及び第二項、第三十条から第五十条ま
で、第五十四条から第六十条まで、第六十二
条、第六十四条、第六十五条、第六十七条、
第六十八条、第七十二条から第七十三条ま
で、第七十七条から第八十条まで、第八十二
条、第八十四条、第八十五条、第九十条、第
九十四条、第九十六条から第一百条まで、第一百
三条、第一百十五条から第一百八十二条まで、第一百
二十二条、第二百二十二条、第二百二十三條から第
一百二十五条まで、第二百二十八条、第二百三十条
から第二百三十四条まで及び第二百三十七条から
第二百三十九条までの規定 平成二十二年四月
一日

（船員保険の保険料に関する経過措置）

第十八条 平成十九年改正後船員保険法第五十九条(第九項及
び第十一項を除く)、第六十条及び附則第二十八項の規定は、例
る船員保険の保険料については、なお従前の保
険料率による。

（協会の職員の児童手当等の支給に関する経過
措置）

第二十八条 附則第二十六条第三項の規定により
協会の職員として採用された者であつて、附則
第一条第三号に掲げる規定の施行の日前に
おいて厚生労働大臣又はその委任を受けた者か
ら児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第
七条第一項(同法附則第六条第二項、第七条第
五項及び第八条第四項において準用する場合を
含む。以下この条において同じ。)の規定による
認定を受けているものが、同号に掲げる規定の
施行の日において児童手当又は同法附則第六条
四項及び第八条第四項において準用する場合を
含む。以下この条において同じ。)の規定による
認定を受けているものが、同号に掲げる規定の
施行の日において児童手当又は特例給付等の
給付(以下この条において「特例給付等」とい
う。)の支給要件に該当するときは、その者に対
する児童手当又は特例給付等の支給に関する
法律(平成十九年法律第二百二十九号)の規定の
適用については、同法第九十九条第二項第二号
イ中「能力開発事業費」とあるのは「能力開発事
業費並びに雇用保険法等の一部を改正する法律
附則第十七条の次に一条を加える改正規定並
びに同法附則第二十六条の二第一項及び第四
項の改正規定、附則第九十五条の規定並びに
共済組合法(昭和三十七年法律第二百五十二号)
附則第十七条の次に一条を加える改正規定並
びに同法附則第二十六条の二第一項及び第四
項に規定する暫定雇用福祉事業に要する費用」
と、同法第二百二十九条第三項中「能力開発事業」とあ
るのは「能力開発事業並びに雇用保険法等の一
部を改正する法律附則第六条第一項に規定する
暫定雇用福祉事業」とする。

（船員保険の保険料に関する経過措置）

第十八条 平成十九年改正後船員保険法第五十九条(第九項及
び第十一項を除く)、第六十条及び附則第二十八項の規定は、例
る船員保険の保険料については、なお従前の保
険料率による。

（協会の職員の児童手当等の支給に関する経過
措置）

第二十八条 附則第二十六条第三項の規定により
協会の職員として採用された者であつて、附則
第一条第三号に掲げる規定の施行の日前に
おいて厚生労働大臣又はその委任を受けた者か
ら児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第
七条第一項(同法附則第六条第二項、第七条第
五項及び第八条第四項において準用する場合を
含む。以下この条において同じ。)の規定による
認定を受けているものが、同号に掲げる規定の
施行の日において児童手当又は特例給付等の
給付(以下この条において「特例給付等」とい
う。)の支給要件に該当するときは、その者に対
する児童手当又は特例給付等の支給に関する
法律(平成十九年法律第二百二十九号)の規定の
適用については、同法第九十九条第二項第二号
イ中「能力開発事業費」とあるのは「能力開発事
業費並びに雇用保険法等の一部を改正する法律
附則第十七条の次に一条を加える改正規定並
びに同法附則第二十六条の二第一項及び第四
項の改正規定、附則第九十五条の規定並びに
共済組合法(昭和三十七年法律第二百五十二号)
附則第十七条の次に一条を加える改正規定並
びに同法附則第二十六条の二第一項及び第四
項に規定する暫定雇用福祉事業に要する費用」
と、同法第二百二十九条第三項中「能力開発事業」とあ
るのは「能力開発事業並びに雇用保険法等の一
部を改正する法律附則第六条第一項に規定する
暫定雇用福祉事業」とする。

（労働保険料に関する経過措置）

第三十五条の二 厚生労働大臣は、平成十九年四月一日から始まる保険年度の初日から五十日を経過する日の前日までの間に、第七条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律(以下この条から附則第五十三条の四までにおいて「新徴収法」という。第十二条第五項の規定に基づき、雇用保険率を千分の十五・五から千分の十七・五まで(同条第四項ただし書に規定する事業(同項第三号に掲げる事業を除く)については千分の十七・五から千分の十九・五まで、同号に掲げる事業については千分の十八・五から千分の二十・五までの)の範囲内において変更したときは、当該変更を平成十九年四月一日以後の期間に係る労働保険料について適用するものとすることができる。この場合において、同条第八項の規定により雇用保険率が変更されているときは、前段「千分の十五・五から千分の十七・五まで」とあるのは「千分の十五から千分の十七まで」と、「千分の十七・五から千分の十九・五まで」とあるのは「千分の十七から千分の十九まで」と「千分の十八・五から千分の二十一・五まで」とあるのは「千分の十八から千分の二十二まで」とする。

前項の雇用保険率の変更があった場合において、平成十九年四月一日から始まる保険年度において新徴収法第十五条第一項又は第二項の規定により労働保険料を納付すべき事業主(前項の雇用保険率の変更があった日(以下この条から附則第五十三条の四までにおいて「変更日」という。以後に新徴収法第十五条第一項又は第二項の規定により労働保険料を納付すべき事由が生じた事業主を除く)に係る同条の規定の適用については、同条第一項中「保険年度」として、次にとあるのは「次」と、「その保険年度の初日」とあるのは「平成十九年四月一日から始まる保険年度の初日」と、「保険年度の中途」とあるのは「その保険年度の中途」と、「五十日以内」とあるのは「五十日にその保険年度の初日から雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第一号附則第五十三条の二第二項に規定する変更日(以下この条において「変更日」という。)の前日までの日数を加えた日数以内」と、「その保険年度」とあるのは「平成十九年四月一日から始まる保険年度」と、同条第二項中「二十日以内」とあるのは「二十日に平成十九年四月一日から始まる保険年度の初日から変更日の前日までの日数を加えた日数以内」とする。

以後に同条第一項又は第二項の規定により申告書を提出すべき事由が生じた事業主を除く。及び同条第三項の規定により労働保険料を納付すべき事業主(変更日以後に同項の規定により労働保険料の納付すべき事業主が生じた事業主を除く。)に係る同条の規定の適用については、同条第一項中「保険年度」と、次に「とあるのは次に」と、「次の保険年度」とあるのは「平成十八年四月一日から始まる保険年度の次の保険年度」と「保険年度の中途」とあるのは「その保険年度の中途」と、「五十日以内とあるのは「五十日までの日数に加えた日数以内」と、「その保険年度の中途」とあるのは「当該保険関係が成立し、又は消滅した保険年度において」と、「一般保険料及びその保険年度」とあるのは「一般保険料及び平成十八年四月一日から始まる保険年度」と、「並びにその保険年度」とあるのは「並びにその保険年度の中途」と、「その保険年度における」とあるのは「平成十八年四月一日から始まる保険年度における」と、同条第一項中「五十日以内」とあるのは「五十日に平成十九年四月一日から始まる保険年度における」とあるのは「五十日に平成十九年四月一日から始まる保険年度の前日までの日数を加えた日数以内」と、同条第三項中「次の保険年度」とあるのは「平成十八年四月一日から始まる保険年度」と、「五十日以内」とあるのは「五十日に平成十九年四月一日から始まる保険年度の前日までの日数を加えた日数以内」とする。

(特別保険料に関する経過措置)

一項の規定により特別保険料を納付すべき事由が生じた事業主を除く)に係る整備法第十九条第三項の規定の適用については、同項において読み替えて準用する新微収法第十五条第一項中「保険年度」と、次に「あるのは「次」と、「その保険年度の初日(保険年度)とあるのは「平成十九年四月一日から始まる保険年度の初日(その保険年度)と、「五十日以内」とあるのは「五十日までの日数を加えた日数以内」と、「その保険年度に使用するすべての労働者(保険年度の中途)とあるのは「平成十九年四月一日から始まる保険年度の初日から始まる保険年度の中途中」と、同条第二項中「二十日以内」とあるのは「二十日前日までの日数を加えた日数以内」と、「その保険年度に使用するすべての労働者(保険年度の中途)とあるのは「平成十九年四月一日から始まる保険年度に使用するすべての労働者(その保険年度の中途中)と、同条第二項中「二十日以内」とあるのは「二十日前日までの日数を加えた日数以内」と読み替えるものとする。

該年度の中途に徴収期間が始まり、又は平成十九年四月一日から始まる保険年度の中途に徴収期間が経過したものについては、当該徴収期間が始まり、又は経過した保険年度において」と、同条第三項中「五十日以内」とあるのは「五十日に平成十九年四月一日から始まる保険年度の初日から変更日の前日までの日数を加えた日数以内」と、同条第三項中次の保険年度の初日とあるのは「平成十八年四月一日から始まる保険年度の次の保険年度の初日」と、「五十日以内」とあるのは「五十日に平成十九年四月一日から始まる保険年度の初日から変更日の前日までの日数を加えた日数以内」と読み替えるものとする。

(第一項)一般拠出金に関する経過措置

第五十五条の四 附則第五十三条の第二項の雇用保険率の変更があつた場合において、平成十九年四月一日から始まる保険年度において石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号。以下この条において「石綿健康被害救済法」という。)第三十八条第一項において読み替えて準用する新徴収法第十九条第一項又は第二項の規定により申告書を提出し、石綿健康被害救済法第三十八条第一項において読み替えて準用する新徴収法第十九条第三項の規定により第一項一般拠出金を納付すべき事業主(変更日以後に石綿健康被害救済法第三十八条第一項において読み替えて準用する新徴収法第十九条第一項又は第二項の規定により申告書を提出し、石綿健康被害救済法第三十八条第一項において読み替えて準用する新徴収法第十九条第三項の規定により第一項一般拠出金を納付すべき事業主を除く。)に係る石綿健康被害救済法第三十八条第一項の規定の適用については、同項において読み替えて準用する新徴収法第十九条第一項中「保険年度ごとに」、次に」とあるのは「次に」と、「その保険年度の初日(保険年度の中途に保険関係が消滅したものについては、」とあるのは「平成十九年四月一日から始まる保険年度の初日(その保険年度の中途に保険関係が消滅したものについては、」の前日までの日数を加えた日数以内」と、「第十五条第一項第一号」とあるのは「第十五条第一項第一号及び第二号」と、「その保険年度の直前の保険年度」とあるのは「平成十九年四月一日から始まる保険年度の直前の保険年度」と、「労働者」とあるのは「労働者(平成十九年四月一日から始まる」と、「保険

ノ三第三項各号」に、「千分の二十六」を「千分の二十二」に改め、同法第六十条第一項に一号を加える改正規定中第三十三条ノ三第二項各号を「第三十三条ノ三第三項各号」に、「千分ノ九」を「千分ノ七」に改め、同法附則第二十四項の次に二項を加える改正規定中「附則第二十四項」を「附則第三十項」に改め、同改正規定の前に次のようすに加える。

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律
(短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部改正)

第一条 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成五年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

事業のうち、短時間労働者を雇用する事業主又はその事業主の団体に対して支給する給付金では、厚生労働省令で定めるものを支給する事業及びこれに附帯する事業」に改め、各号を削り、「同条第二項中「前項第一号」を「前項」に改め、「第二十九条」の下に「又は雇用保険法第六十二条」を加える。

第十八条中「第十六条第一項第一号」を「第十六条第一項に規定する給付金の支給」に改め、「第二十九条」の下に「又は雇用保険法第六十二条」を加える。

第二条 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を次のように改正する。

(石綿による健康被害の救済に関する法律の一部改正)
第百二十九条 石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号)の一部を次のように改正する。
第六十九条第一項中「労働福祉事業」を「社会復帰促進等事業」に改める。
(健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正)
正) 第百三十五条 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

ように加える。

十九年法律第 号ノ施行ノ日ノ属ス
ル月乃至平成二十二年三月分迄ノ保険料率
二付テハ第五十九条第五項第一号中「千分
ノ百十三」トアルハ「千分ノ百十一」ト第六
十条第一項第一号及第三号中「千分ノ五十
二・五」トアルハ「千分ノ五十・五」ト健康
保険法等の一部を改正する法律(平成十八
年法律第八十三号)第十九条ノ施行ノ日ノ
属スル月乃至平成二十二年三月分迄ノ保険
料率二付テハ第六十条第一項第五号中「千

第十六条第一項中の「うち次の各号のいずれかに該当するもの」を「又は雇用保険法(昭和四十九年法律第二百六十六号)第六十二条の雇用安定目次中「第十一条」を「第十六条」に、「第十一条」短時間労働援助センター(第十三十三条—第三十条)雜則(第三十一条—第三十五条)」に改める。

第二条 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を次のように改正する。
「」を加える。

項第十九条のうち、船員保険法第二十八条第三項第一号の改正規定中「第二十八条第三項第一号」を「第二十八条第二項第一号中「七十歳」を「六十五歳」に改め、同条第三項第一号」に改め、同法第五十九条第五項第三号を同項第五号とし、同項第二号の次に二号を加える改正規定中「第三十三条ノ三第二項各号」を「第三十三条

右
短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案
国会に提出する。

第一条中「短時間労働者が我が国の経済社会において果たす役割の重要性」を「我が国における少子高齢化の進展、就業構造の変化等の社会経済情勢の変化に伴い、短時間労働者の果たす役割の重要性が増大していること」に、「及び教育訓練の実施、福利厚生の充実その他の雇用管

理の改善に関する措置」を「雇用管理の改善、通常の労働者への転換の推進」に改め、「ことにより、」の下に「通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保等を図ることを通じて」を加え、「図る」を「図り、あわせて経済及び社会の発展に寄与する」に改める。

平成十九年四月十九日 衆議院会議録第二十四号

雇用保険法等の一部を改正する法律案(参議院回付)
法律案及び同報告書

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する

—

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

第三条第一項中「実態、通常の労働者との均衡等」を「実態等」に、「及び教育訓練」を「教育

め、同条を第四十六条とし、同条の次に次の二
条を加える。

訓練」に、「(以下「雇用管理の改善等」という。)を図るために必要な措置」を「及び通常の労働者

第四十七条 第六条第一項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

への転換(短時間労働者が雇用される事業所において通常の労働者として雇い入れられることをいう。以下同じ。)の推進(以下「雇用管理の改善等」という。)に関する措置等」に改め、「(一)により」の下に、「通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保等を図り」を加える。

第三十四条を第四十五条とする。
第三十三条中「一に」を「いずれかに」に改め、
同条第一号中「第十九条」を「第三十一条」に改
め、同条第二号中「第二十六条第一項」を「第三
十八条第一項」に改め、同条を第四十四条と
し、第三十二条を第四十三条规定とし、第三十一条

第六条を次のように改める。

第六条 事業主は、短時間労働者を雇い入れた

ときは、速やかに、当該短時間労働者に対し

(昭和二十二年法律第四十九号)第十五条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項以外のものであつて厚生労働省令で定めるもの(次項において「特定事項」という。)を文書の交付その他厚生労働省令で定める方法(次項において「文書の交付等」という。)により明示しなければならない。

事業主は、前項の規定に基づき特定事項を明示するときは、労働条件に関する事項のうち特定事項及び労働基準法第十五条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項以外のものについても、文書の交付等により明示する

ように努めるものとする。

め、同条を第四十六条とし、同条の次に次の二条を加える。

第四十七条 第六条第一項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

第三十四条を第四十五条とする。

第三十三条条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「第十九条を「第三十一条」に改め、同条第二号中「第二十六条第一項」を「第三十二条を第四十三条」とし、第三十一条を第四十二条とする。

第三十二条を第六章とする。

第四章中第三十条を削り、第二十九条を第四十一条とする。

第二十八条第一項中「第十三条第一項」を「第二十五条第一項」に、「定めて第十五条」を「定め

て第二十七条规定、同項第一号中「第十五条」を「第二十七条」とし、第二十九条第一項を「第二十六条第一項」に改め、同項第四号中「第十五条」を「第二十七条」とし、第二十九条第一項を「第二十六条第一項」に改め、同項第一号中「第十五条」を「第二十七条」とし、第二十九条第一項を「第二十七条」と改め、同条第二項中「第十五条」を「第二十七条」と改め、同条を第三十九条とする。

第二十六条第一項中「第十五条」を「第二十七条规定、同条第一項を「第三十八条」とし、第二十五条を「第三十七条」とする。

第二十四条第二項中「第十七条第一項」を「第二十九条第一項」に、「第十五条」を「第二十七条规定、同条第一項」とする。

第二十条 前条の事項についての短時間労働者と事業主との間の紛争については、個別労働

関係紛争の解決の促進に関する法律(平成十三年法律第二百二十二号)第四条、第五条及び第十二条から第十九条までの規定は適用せず、次条から第二十四条までに定めるところによる。

(紛争の解決の援助)

する紛争に関し、当該紛争の当事者の双方又は一方の登録権利者に差し支障を及ぼすおそれがある場合は、その登録権利者に登録を拒むこととする。

い一方から別の角溝にてお抱眼をうめられか
場合には、当該紛争の当事者に対し、必要な

助言、指導又は勧告をすることができる。

めたことを理由として、当該短時間労働者に

方じ一角扇の仕入利益が貢献しているから

(調停の委任) 第二節 調停

第二十二条 都道府県労働局長は、第二十条に

規定する紛争について 当該紛争の当事者の
双方又は一方から調停の申請があつた場合に

において当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、固有労働関係紛争の解決の促進

進に関する法律第六条第一項の紛争調整委員

2 会に調停を行わせるものとする。

(調亭) の申請をした場合は、一々いて準用する

第二十三条 雇用の分野における男女の均等な

機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四

十七年法律第百十三号)第十九条、第二十条
第一項及び第二十一条から第二十六条までの規定は、前条第一項の調停の手続について準用する。この場合において、同法第十九条第一項中「前条第一項」とあるのは「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第二十二条第一項」と、同法第二十条第一項中「関係当事者」とあるのは「関係当事者又は関係当事者と同一の事業所に雇用される労働者その他の参考人」と、同法第二十五条第一項中「第十八条第一項」とあるのは「短時間労働者の雇用管理制度の改善等に関する法律第二十二条第一項」と読み替えるものとする。

第二十四条 この節に定めるもののほか、調停の手続に関する必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第三章第二節中第十二条を第十八条とし、第十三条を第十七条とする。

第三章第一節中第十条を第十六条とし、第九条を第十五条とする。

第八条第一項中「前二条」を「第六条から第十一条まで、第十二条第一項及び前条」に、「のた

めの措置」を「にに関する措置等」に改め、同条を第十四条とする。

第七条の次に次の六条を加える。

(通常の労働者と同視すべき短時間労働者に対する差別的取扱いの禁止)

第八条 事業主は、業務の内容及び当該業務に

十一年法律第百十三号)第十九条、第二十条
第一項及び第二十一条から第二十六条までの規定は、前条第一項の調停の手続について準用する。この場合において、同法第十九条第一項

伴う責任の程度(以下「職務の内容」という。)が当該事業所に雇用される通常の労働者と同一の短時間労働者(以下「職務内容同一短時間労働者」という。)であつて、当該事業主と期間の定めのない労働契約を締結しているもののうち、当該事業所における慣行その他の事情からみて、当該事業主との雇用関係が終了するまでの全期間において、その職務の内容及び配置が当該通常の労働者の職務の内容及び配置の変更の範囲と同一の範囲で変更されると見込まれるもの(以下「通常の労働者と同視すべき短時間労働者」という。)については、短時間労働者であることを理由として、賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、差別的取扱いをしてはならない。

(厚生労働省令への委任)
第二十四条 この節に定めるもののほか、調停の手続に関する必要な事項は、厚生労働省令で定める。

2 前項の期間の定めのない労働契約には、反復して更新されることによって期間の定めのない労働契約と同視することが社会通念上相当と認められる期間の定めのある労働契約を含むものとする。

(賃金)

第九条 事業主は、通常の労働者との均衡を考慮しつつ、その雇用する短時間労働者(通常の労働者と同視すべき短時間労働者を除く。

次条第二項及び第十一条において同じ。)の職務の内容、職務の成果、意欲、能力又は経験等を勘案し、その賃金(通勤手当、退職手当

その他の厚生労働省令で定めるものを除く。次項において同じ。)を決定するよう努めるものとする。

2 事業主は、前項の規定にかかわらず、職務内容同一短時間労働者(通常の労働者と同視すべき短時間労働者を除く。次条第一項において同じ。)であつて、当該事業所における慣行その他の事情からみて、当該事業主に雇用される期間のうちの少なくとも一定の期間において、その職務の内容及び配置が当該通常の労働者の職務の内容及び配置の変更の範囲と同一の範囲で変更されると見込まれるもの(以下「通常の労働者と同視すべき短時間労働者」という。)については、短時間労働者であることを理由として、賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、差別的取扱いをしてはならない。

(教育訓練)
2 前項の期間の定めのない労働契約には、反復して更新されることによって期間の定めのない労働契約と同視することが社会通念上相当と認められる期間の定めのある労働契約を含むものとする。

2 事業主は、通常の労働者に対する実施する教育訓練であつて、当該通常の労働者が従事する職務の遂行に必要な能力を付与するためのものについては、職務内容同一短時間労働者が既に当該職務に必要な能力を有している場合その他厚生労働省令で定める場合を除き、職務内容同一短時間労働者に対する実施しなければならない。

2 通常の労働者の募集を行う場合において、当該募集に係る事業所に掲示すること

等により、その者が従事すべき業務の内容、賃金、労働時間その他の当該募集に係る事項を当該事業所において雇用する短時間労働者に周知すること。

2 事業主は、前項に定めるもののほか、通常の労働者との均衡を考慮しつつ、その雇用する短時間労働者に対する実施しなければならない。

2 事業主は、前項に定めるもののほか、通常の労働者との均衡を考慮しつつ、その雇用する短時間労働者への転換のための試験制度を設けることその他の通常の労働者へ

労働者に対して教育訓練を実施するよう努めるものとする。

(福利厚生施設)

2 事業主は、通常の労働者に対する利用の機会を与える福利厚生施設であつて、健康の保持又は業務の円滑な遂行に資するものとして厚生労働省令で定めるものについても、その雇用する短時間労働者に対しても、利用の機会を与えるよう配慮しなければならない。

(通常の労働者への転換)

2 事業主は、通常の労働者への転換を推進するため、その雇用する短時間労働者について、次の各号のいずれかの措置を講じなければならない。

2 通常の労働者の募集を行ふ場合において、当該募集に係る事業所に掲示すること

等により、その者が従事すべき業務の内容、賃金、労働時間その他の当該募集に係る事項を当該事業所において雇用する短時間労働者に周知すること。

2 通常の労働者の配置を新たに行ふ場合において、当該配置の希望を申し出る機会を当該配置に係る事業所において雇用する短時間労働者に対し与えること。

2 一定の資格を有する短時間労働者を対象とした通常の労働者への転換のための試験制度を設けることその他の通常の労働者へ

官報(号外)

等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等

に関する法律(平成十八年法律第五十号)の一部

を次のように改正する。

第三百八条第四号中「第十三条第一項」を「第

二十五条第一項」に改める。

理由

近年における急速な少子高齢化の進展、就業構造の変化等にかんがみ、通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保等を図ることを通じて短時間労働者がその有する能力を一層有効に發揮することができる雇用環境を整備するため、雇用管理の改善等に関する措置の充実等を図るほか、短時間労働援助センターの業務の見直しを行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に

に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、就業形態が多様化する中で、短時間労働者について、その働きに見合った公正な待遇を実現することが重要な課題となつてきていることから、通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保等を図ることを通じて短時間労働者がその有する能力を一層有効に發揮することができる雇用環境を整備するため、雇用管理の改善等に関する措置の充実等を図るほか、短時間労働援助センターの業務の見直しを行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

は次のとおりである。

- 事業主が、短時間労働者を雇い入れたときに、文書で交付しなければならない労働条件の事項を追加すること。

- 事業主は、通常の労働者と同視すべき短時間労働者については、短時間労働者であることを理由として賃金の決定等の待遇について差別的取扱いをしてはならないこととするとともに、それ以外の短時間労働者についても、通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保等を図ることを通じて短時間労働者がその有する能力を一層有効に發揮することができる雇用環境を整備するため、雇用管理の改善等に関する措置の充実等を図るほか、短時間労働援助センターの業務の見直しを行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

- 事業主は、短時間労働者について、通常の労働者への転換を推進するための措置を講じなければならないこと。

- 事業主は、短時間労働者からの求めに応じ、その待遇の決定に当たつて考慮した事項について説明しなければならないこと。

- 事業主は、短時間労働者から労働条件等について苦情の申出を受けたときは、自主的な解決を図るように努めること。また、短時間労働者と事業主との間の紛争に関して、都道府県労働局長は、必要な助言、指導又は勧告を行うとともに、必要があると認めるときは、紛争調整委員会に調停を行わせるものとすること。

- 事業主は、短時間労働者から労働条件等について苦情の申出を受けたときは、自主的な解決を図るために努めること。また、短時間労働者と事業主との間の紛争に関して、都道府県労働局長は、必要な助言、指導又は勧告を行うとともに、必要があると認めるときは、紛争調整委員会に調停を行わせるものとすること。

- 事業主は、短時間労働者について、通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保等を図ることを通じて短時間労働者がその有する能力を一層有効に發揮することができる雇用環境を整備するため、雇用管理の改善等に関する措置の充実等を図るほか、短時間労働援助センターの業務の見直しを行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

7 この法律は、平成二十年四月一日から施行すること。ただし、6については平成十九年七月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

就業形態が多様化する中で、短時間労働者について、その働きに見合つた公正な待遇を実現することが重要な課題となつてきていることから、通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保等を図り、その有する能力を発揮することができる雇用環境を整備するため、所要の措置を講じることは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

なお、本案に対して、日本共産党より、事業主は、賃金等の労働条件について、短時間労働者又は有期労働者であることを理由として差別的取扱いをしてはならないこと等を内容とする修正案が提出されたが、賛成少数をもつて否決された。

第一条 少年法(昭和二十三年法律第二百六十八号)の一部を次のように改正する。

第一条を削り、題名の次に次の目次を付する。

少年法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十八年二月二十四日

内閣総理大臣 小泉純一郎

少年法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

第二章第二節の節名を次のように改める。

第二節 通告、警察官の調査等

第六条第三項を削り、同条の次に次の五条を加える。

(警察官等の調査)

第六条の二 警察官は、第三条第一項第二号又は第三号に掲げる少年である疑いのある者を発見した場合において、必要があるときは、事件について調査をすることができる。

2 前項の調査は、事案の真相を明らかにし、もつて少年の健全な育成のための措置に資することを目的として行うものとする。

3 警察官は、国家公安委員会規則の定めるところにより、少年の心理その他の特性に関する専門的知識を有する警察職員(警察官を除く)に調査(第六条の四第一項の処分を除く)をさせることができる。

(警察官の質問、報告の要求)

第六条の五 警察官は、調査の結果、次の各号のいずれかに該当するときは、当該調査に係る書類とともに事件を児童相談所長に送致しなければならない。

一 第三条第一項第二号に掲げる少年に係る事件について、その少年の行為が第二十二条の二第一項各号に掲げる罪に係る刑罰法に触れるものであると思料するとき。

(押収、捜索、検証、鑑定嘱託)
第六条の四 警察官は、第三条第一項第二号に掲げる少年に係る事件の調査をするについて必要があるときは、押収、捜索、検証又は鑑定嘱託

定の嘱託をすることができる。

2 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)中、司法警察職員の行う押収、捜索、検証及び鑑定の嘱託に関する規定(同法第二百二十四条を除く)は、前項の場合に、これを準用する。この場合において、これらの規定

中「司法警察員」とあるのは「司法警察員たる警察官」と、「司法巡査」とあるのは「司法巡査たる警察官」と読み替えるほか、同法第四百九十九条第一項中「検察官」とあるのは「警視総監若しくは道府県警察本部長又は警察署長」と、「政令」とあるのは「国家公安委員会規則」と、同条第二項中「国庫」とあるのは「当該都道府県警察又は警察署の属する都道府県」と読み替えるものとする。

3 警察官は、第一項の規定により児童相談所長に送致した事件について、児童福祉法第二十七条第一項第四号の措置がとられた場合において、証拠物があるときは、これを家庭裁判所に送付しなければならない。

4 警察官は、第一項又は第二項の規定により事件を送致した場合を除き、児童福祉法第二十五条の規定により調査に係る少年を児童相談所に通告するときは、国家公安委員会規則の定めるところにより、児童相談所に対し、同法による措置をとるについて参考となる当該調査の概要及び結果を通知するものとする。

2 抗告裁判所は、第二十二条の三第二項に規定する事件(家庭裁判所において第十七条第一項第二号の措置がとられたものに限る)について、少年に弁護士である付添人がなく、かつ、事案の内容、保護者の有無その他の事情を考慮し、抗告審の審理に弁護士である付添人が関与する必要があると認めるときは、

弁護士である付添人を付することができる。
第三十五条第二項中「第三十二条の三」の下に「第三十二条の五第二項」を加える。

第二章中第三節を第四節とし、第七条の次に次の節名を付する。

第三節 調査及び審判

第六条の六 都道府県知事又は児童相談所長は、前条第一項(第一号に係る部分に限る)の規定により送致を受けた事件については、

児童福祉法第二十七条第一項第四号の措置をとらなければならない。ただし、調査の結果、その必要がないと認められるときは、この限りでない。

2 都道府県知事又は児童相談所長は、児童福

祉法の適用がある少年について、たまたま、その行動の自由を制限し、又はその自由を奪うような強制的措置を必要とするときは、同法第三十三条及び第四十七条の規定により認められる場合を除き、これを家庭裁判所に送致しなければならない。

第三十二条の五の見出しを「抗告審における国選付添人」に改め、同条に次の二項を加える。

2 警察官は、調査の結果、十四歳以上の少年に係る事件について、第三条第一項第三号に規定する審判に付すべき事由があると料す

るときは、これを家庭裁判所に送致しなければならない。

その行動の自由を制限し、又はその自由を奪うよう強制的措置を必要とするときは、同法第三十三条及び第四十七条の規定により認められる場合を除き、これを家庭裁判所に送致しなければならない。

第八条第一項中「前二条」を「第六条第一項」に改め、「通告又は」の下に「前条第一項の」を、「司法警察員」の下に「警察官」を加え、「同様である」を「同様とする」に改める。

第十四条第二項中「(昭和二十三年法律第百三十一号)」を削る。

第十八条第二項中「第六条第三項」を「第六条の六第二項」に、「附して」を「付して」に改める。

る。

第二十二条の三の見出し中「検察官が関与する場合の」を削り、同条第二項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 家庭裁判所は、第三条第一項第一号に掲げる少年に係る事件であつて前条第一項各号に掲げる罪のもの又は第三条第一項第二号に掲げる少年に係る事件であつて前条第一項各号に掲げる罪に係る刑罰法令に触れるものについて、第十七条第一項第二号の措置がとられており、かつ、少年に弁護士である付添人がない場合において、事案の内容、保護者の有無その他の事情を考慮し、審判の手続に弁護士である付添人が関与する必要があると認められるときは、弁護士である付添人を付することができる。

第二十二条の三に次の二項を加える。

5 第二項の付添人の選任は、少年がその選任に係る事件について審判を終局させる決定前に釈放されたときは、その効力を失う。

第二十四条第一項に次の二項を加える。

ただし、決定の時に十四歳に満たない少年に係る事件については、特に必要と認める場合に限り、第三号の保護処分をすることがで

きる。

第二十六条の三の次に次の二項を加える。

(保護観察中の者に対する措置)

第二十六条の四 家庭裁判所は、犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第二百四十二号)第四十一条の三第二項の申請があつた場合において、第二十四条第一項第一号の保護処分を受けた者がその遵守すべき事項を遵守しないこ

との程度が重く、その保護処分によつては本人の改善及び更生を図ることができないと認めるときは、決定をもつて、同項第二号又は第三号の保護処分をしなければならない。

2 家庭裁判所は、前項の規定により二十歳以上上の者に對して第二十四条第一項第三号の保護処分をするときは、その決定と同時に、本人が二十三歳を超えない期間内において、少年院に収容する期間を定めなければならない。

(及び第十一條から第十二条の二まで)に改める。

第十條第二項中「第十一條及び第十二条」を

(保護観察中の者に対する措置)

第十二条の次に次の二項を加える。

第十二条の二 少年院の長は、必要があると認めるときは、少年(少年法第二条第一項に規定する少年をいう。)である在院者の保護者(同条第二項に規定する保護者をいう。)に対し、その在院者の監護に関する責任を自覚させ、矯正教育の実効を上げるために、指導、助言その他の適当な措置をとることができる。

(犯罪者予防更生法の一部改正)

第三条 犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第二百四十二号)の一部を次のように改める。

第三十条第四項中「第二十二条の三第三項」による保護処分に係る事件の手続の例による。「第二十二条の三第四項」に改める。

(第三十二条第一項中「第二十二条の三第三項」を

第三十二条第一項に改める。)

第三十三条第一項中「第二十二条の三第三項」を

第三十三条第一項に改める。

第三十五条 犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第二百四十二号)の一部を次のように改める。

第三十六条の二 保護観察所の長は、必要があると認めるときは、保護観察に付されている

号)の一部を次のように改める。

第一条の次に次の二項を加える。

第一条の二 少年院における処遇は、個々の在院者の年齢及び心身の発達程度を考慮し、その特性に応じて、これを行わなければならぬ。

第二条第二項及び第五項中「十四歳以上」を削る。

(保護観察所の長は)の下に「法務省令で定めるところにより」を加え、「聞き、法務省令の定める範囲内で」を「聞き、これに基づいて」に改める。

第四十一条の二の次に次の二項を加える。

(保護観察中の者に対する措置)

第四十一条の二の次に次の二項を加える。

(保護観察所の長は、少年法第二十四条第一項第一号の保護処分を受けた者が、遵守すべき事項を遵守しなかつたと認めるとときは、その者に対し、これを遵守するよう警告を発することができる。

2 保護観察所の長は、前項の警告を受けた者が、なお遵守すべき事項を遵守せず、その程度が重いと認めるときは、少年法第二十六条の四第一項の決定の申請をすることができ

(総合法律支援法の一部改正)

第四条 総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)の一部を次のように改める。

目次中「第三十九条」を「第三十九条の二」に改める。

(総合法律支援法の一部改正)

第五条の見出し中「国選弁護人」を「国選弁護人等」に改め、同条中「以下同じ。」の下に「及び

に掲げる者に限る。)の保護者(同法第二条第

二項に規定する保護者をいう。)に対し、その少年の監護に関する責任を自覚させ、その更生に資するため、指導、助言その他の適当な措置をとることができる。

第三十八条第一項中「保護観察所の長は」の下に「法務省令で定めるところにより」を加え、「聞き、法務省令の定める範囲内で」を「聞き、これに基づいて」に改める。

第四十一条の二の次に次の二項を加える。

(保護観察中の者に対する措置)

第四十一条の二の次に次の二項を加える。

(総合法律支援法の一部改正)

第四条 総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)の一部を次のように改める。

目次中「第三十九条」を「第三十九条の二」に改める。

(総合法律支援法の一部改正)

第五条の見出し中「国選弁護人」を「国選弁護人等」に改め、同条中「以下同じ。」の下に「及び

国選付添人(少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)の規定に基づいて裁判所が少年に付する弁護士である付添人をいう。以下同じ。)を加える。

第三十条第一項第三号中「国の委託に基づく国選弁護人」の下に「及び国選付添人(以下「国選弁護人等」という。)」を加え、同号イ中「国選弁護人等の」に、「国選弁護人契約弁護士」を「国選弁護人等契約弁護士」に改め、第三

章第三節第一款中同条の次に次の二条を加える。

第三十九条の見出し中「報酬等請求権」を「国選弁護人の報酬等請求権」に改め、同条第一項から第三項までの規定中「国選弁護人契約弁護士」を「国選弁護人等契約弁護士」に改め、第三

章第三節第一款中同条の次に次の二条を加える。

(国選付添人の報酬等請求権の特則等)

第三十九条の二 国選弁護人等契約弁護士が国選付添人に選任されたときは、少年法第二十

二条の三第四項の規定は、適用しない。

2 前項の場合においては、少年法第三十一条

の規定の適用については、同条第一項に規定するもののほか、次の各号に掲げる者が国選付添人に選任されたときは、当該国選付添人

に係る当該各号に定める費用も同項の費用とする。

第三十七条(見出しを含む。)中「国選弁護人契約弁護士」を「国選弁護人等契約弁護士」に改める。

第三十六条の見出し並びに同条第一項、第二

項及び第五項中「国選弁護人」を「国選弁護人等」に改める。

第三十四条第二項第二号中「国選弁護人」を「国選弁護人等」に改める。

第三十六条の見出し並びに同条第一項、第二

項及び第五項中「国選弁護人」を「国選弁護人等」に改める。

第三十七条(見出しを含む。)中「国選弁護人契約弁護士」を「国選弁護人等契約弁護士」に改める。

第三十八条の見出し中「国選弁護人」を「国選弁護人等」に改め、同条第一項中「刑事訴訟法」の下に「又は少年法」を加え、「国選弁護人」を「国選弁護人等」に改め、同条第二項中「国選弁護人等」を「国選弁護人」に改め、同条第二項中「国選弁護人」を「国選弁護人等」に改め、「国選弁護人」を「国選弁護人等」に改める。

第三十九条の見出しを「国選弁護人等の」に改め、同条第三項中「国選弁護人契約弁護士」を「国選弁護人等契約弁護士」に、「国選弁護人」を「国選弁護人等」に、「国選弁護人」を「国選弁護人等」に改める。

附則第四条中「国選弁護人」を「国選弁護人等」に改める。

附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条 総合法律支援法第三十四条第二項第二号並びに第三十六条の見出し並びに同条二条の三第四項の規定は、適用しない。

二 第一条、第二項及び第五項の改正規定に限る。の規定 総合法律支援法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

二 第一条(少年法第二十二条の三の見出し中「検察官が関与する場合の」を削り、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項に一項を加える改正規定、同条第一項を加える改正規定、同法第三十条第四項及び第三十一項第一項の改正規定、同法第三十二条の五の見出しを「抗告審における国選付添人」に改め、同条に一項を加える改正規定並びに同法第三十五条第二項の改正規定に限る。)及び第四条(総合法律支援法目次の改正規定、同法第三十条第一項第三号、第三十七条、第三十八条並びに第三十九条の見出しある。)

第三条 第一条の規定による改正後の少年法第二十六条の四の規定及び第三条の規定による改正後¹の犯罪者予防更生法第四十一条の三の規定は、この法律の施行の日以後に第一条の規定による改正後の少年法第二十四条第一項第一号の保護処分の決定を受けた者について適用する。

第四条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「昭和二十三年法律第百六十八号」の下に「第六条の五第一項若しくは六十八号」に加え、「第六条の五第一項若しくは六十八号」の下に「第六条の五第一項若しくは六十八号」に加える。

第二十七条の二第一項中「少年法」の下に「第

並びに同条の次に一条を加える改正規定に限る。の規定 総合法律支援法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

(経過措置)
第一条 この法律の施行の際現に家庭裁判所に係属している事件についてなされる保護処分については、第一条の規定による改正後の少年法第二十四条第一項ただし書の規定並びに第二条の規定による改正後の少年院法第二条第二項及び第五項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第二条 この法律の施行の際現に家庭裁判所に係属している事件についてなされる保護処分については、第一条の規定による改正後の少年法第二十四条第一項ただし書の規定並びに第二条の規定による改正後の少年院法第二条第二項及び第五項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三条 第一条の規定による改正後の少年法第二十六条の四の規定及び第三条の規定による改正後¹の犯罪者予防更生法第四十一条の三の規定は、この法律の施行の日以後に第一条の規定による改正後の少年法第二十四条第一項第一号の保護処分の決定を受けた者について適用する。

第四条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「昭和二十三年法律第百六十八号」の下に「第六条の五第一項若しくは六十八号」に加え、「第六条の五第一項若しくは六十八号」の下に「第六条の五第一項若しくは六十八号」に加える。

第二十七条の二第一項中「少年法」の下に「第

一八

<p style="text-align: center;">理由</p> <p>少年非行の現状にかんがみ、これに適切に対処するため、警察官による調査手続、十四歳未満の少年の少年院送致、保護観察に付された者が遵守すべき事項を遵守しなかつた場合の措置等に関する規定を整備するとともに、裁判所の判断により国選付添人を付する制度を新設するための所要の規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。</p>	
<p style="text-align: center;">手続をそれぞれ整備することとともに、警察官は、調査の結果、家庭裁判所の審判を相当とする一定の事由に該当する事件については児童相談所長に送致しなければならないこととし、児童相談所長等は、一定の重大事件に係る触法少年の事件については、原則として家庭裁判所送致の措置をとらなければならないこととすること。</p>	
<p style="text-align: center;">二 十四歳未満の少年の保護処分の多様化</p> <p>十四歳未満の少年について、家庭裁判所が特に必要と認める場合には、少年院送致の保護処分をすることができることとする。</p> <p style="text-align: center;">3 保護観察に付された者に対する指導を一層効果的にするための措置等の整備</p> <p>遵守事項を遵守しなかつた保護観察中の者に対し、保護観察所の長が警告を発することができることとした上、なおその者が遵守事項を遵守せず、保護観察によってはその改善更生を図ることができないと認めるときは、家庭裁判所において少年院送致等の決定をすることはできる。少年院に送致可能な年齢の下限をおおむね十二歳以上とすること等について、修正する必要があると認め、別紙のとおり、これを修正議決すべきものと議決した次第である。</p> <p>なお、本案に対し、民主党・無所属クラブから、触法少年に係る事件についての警察官の調査を限定すること、少年院に送致可能な年齢の下限をおおむね十四歳以上とすること等を内容とする修正案が提出されたが、賛成少数をもつて否決された。</p> <p style="text-align: center;">4 国選付添人制度の整備</p> <p>一定の重大事件について、少年鑑別所送致の調査手続の整備</p> <p>触法少年の事件について警察官による任意調査及び押収等の強制調査等の手続を、ぐ犯少年の事件について警察官による任意調査の</p>	<p style="text-align: center;">付することができることとする。</p> <p style="text-align: center;">5 施行期日</p> <p>この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。</p> <p style="text-align: center;">二 議案の修正議決理由</p> <p>本案は、少年非行の現状に適切に対処するとともに、国選付添人制度を整備するため、少年法、少年院法、犯罪者予防更生法等を改正し、所要の法整備を行おうとするもので、その措置は妥当なものと認めるが、触法少年に係る事件についての警察の調査の範囲及び要件を明確化するとともに、ぐ犯少年に係る事件についての調査の規定を削除すること、警察官による調査に関し、少年の権利保護のための規定を置くことと、少年院に送致可能な年齢の下限をおおむね十二歳以上とすること等について、修正する必要があると認め、別紙のとおり、これを修正議決すべきものと議決した次第である。</p> <p>なお、本案に対し、民主党・無所属クラブから、触法少年に係る事件についての警察官の調査を限定すること、少年院に送致可能な年齢の下限をおおむね十四歳以上とすること等を内容とする修正案が提出されたが、賛成少数をもつて否決された。</p> <p style="text-align: center;">右報告する。</p> <p style="text-align: right;">平成十九年四月十八日</p> <p style="text-align: right;">法務委員長 七条 明</p>
<p style="text-align: center;">〔別紙〕</p> <p style="text-align: center;">(少年法の一部改正)</p> <p style="text-align: center;">(小字及び一は修正)</p> <p>第一条 少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第六条第三項を削り、同条の次に次の五条を加える。</p> <p style="text-align: center;">〔別紙〕</p> <p style="text-align: center;">(警察官等の調査)</p> <p>第六条の二 警察官は、○客観的な事情から合理的に判断して、<small>〔第六条の二〕</small>と疑うに足りる相又は第三号に掲げる少年である疑いのある者を発見した場合において、必要があるときは、事件について調査することができる。</p> <p>○少年の情操の保護に配慮しつつ、○事案の真相を明らかにし、もつて少年の健全な育成のための措置に資することを目的として行うものとする。</p> <p>3 警察官は、国家公安委員会規則の定めるところにより、少年の心理その他の特性に関する専門的知識を有する警察職員(警察官を除く。)に調査(第六条の四第一項の処分を除く。)をさせることができる。</p> <p>(調査における付添人)</p> <p>第六条の三 少年及び保護者は、前条第一項の調査に関し、いつも、弁護士である付添人を選任することができる。</p> <p>(呼出し、質問、報告の要求)</p> <p>第六条の三 警察官は、調査をするについて必</p> <p>要があるときは、少年、保護者又は参考人を呼び出し、質問することができる。</p> <p>2 前項の質問に当たつては、強制にわたることがあつてはならない。</p>	<p style="text-align: center;">〔別紙〕</p> <p style="text-align: center;">(小字及び一は修正)</p> <p>第一条 少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第六条第三項を削り、同条の次に次の五条を加える。</p> <p style="text-align: center;">〔別紙〕</p> <p style="text-align: center;">(警察官等の調査)</p> <p>第六条の二 警察官は、○客観的な事情から合理的に判断して、<small>〔第六条の二〕</small>と疑うに足りる相又は第三号に掲げる少年である疑いのある者を発見した場合において、必要があるときは、事件について調査することができる。</p> <p>○少年の情操の保護に配慮しつつ、○事案の真相を明らかにし、もつて少年の健全な育成のための措置に資することを目的として行うものとする。</p> <p>3 警察官は、国家公安委員会規則の定めるところにより、少年の心理その他の特性に関する専門的知識を有する警察職員(警察官を除く。)に調査(第六条の四第一項の処分を除く。)をさせることができる。</p> <p>(調査における付添人)</p> <p>第六条の三 少年及び保護者は、前条第一項の調査に関し、いつも、弁護士である付添人を選任することができる。</p> <p>(呼出し、質問、報告の要求)</p> <p>第六条の三 警察官は、調査をするについて必</p> <p>要があるときは、少年、保護者又は参考人を呼び出し、質問することができる。</p> <p>2 前項の質問に当たつては、強制にわたることがあつてはならない。</p>

| 2³ 警察官は、調査について、公務所又は公私
の団体に照会して必要な事項の報告を求める
ことができる。

(押収、捜索、検証、鑑定嘱託)

| 第六条の四 警察官は、第三条第一項第二号に
掲げる少年に係る事件の調査をするについて
必要があるときは、押収、捜索、検証又は鑑
定の嘱託をすることができる。

| 2 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一
号)中、司法警察職員の行う押収、捜索、檢
証及び鑑定の嘱託に関する規定(同法第二百
二十四条を除く。)は、前項の場合に、これを
準用する。この場合において、これらの規定
中「司法警察員」とあるのは「司法警察員たる
警察官」と、「司法巡査」とあるのは「司法巡査
たる警察官」と読み替えるほか、同法第四百
九十九条第一項中「検察官」とあるのは警視
総監若しくは道府県警察本部長又は警察署
長」と、「政令」とあるのは「国家公安委員会規
則」と、同条第二項中「国庫」とあるのは「当該
都道府県警察又は警察署の属する都道府県」
と読み替えるものとする。

| 第六条の五 警察官は、調査の結果、次の各号
のいずれかに該当するときは、当該調査に係
る書類とともに事件を児童相談所長に送致し
なければならない。

| 一 第三条第一項第二号に掲げる少年に係る
事件について、その少年の行為が第二十二

条の二第一項各号に掲げる罪に係る刑罰法
令に触れるものであると思料するとき。

| 二 前号に掲げるもののほか、第三条第一項
第二号に掲げる少年又は同項第三号に掲げ
る少年で十四歳に満たない者に係る事件に
ついて、家庭裁判所の審判に付することが
適当であると思料するとき。

| 12 警察官は、調査の結果、十四歳以上の少年
に係る事件について、第三条第一項第三号に
規定する審判に付すべき事由があると思料す
るときは、これを家庭裁判所に送致しなけれ
ばならない。

| 13² 警察官は、第一項の規定により児童相談所
長に送致した事件について、児童福祉法第二
十七条第一項第四号の措置がとられた場合に
おいて、証拠物があるときは、これを家庭裁
判所に送付しなければならない。

| 14³ 警察官は、第一項又は第二項の規定により
十五条の規定により調査に係る少年を児童相
談所に通告するときは、国家公安委員会規則
の定めるところにより、児童相談所に対し、
同法による措置をとるについて参考となる當
該調査の概要及び結果を通知するものとす
る。

(都道府県知事又は児童相談所長の送致)

| 第六条の六⁷ 都道府県知事又は児童相談所長
は、前条第一項(第一号に係る部分に限る。)

の規定により送致を受けた事件については、
児童福祉法第二十七条规定第四号の措置を
とらなければならない。ただし、調査の結
果、その必要がないと認められるときは、こ
の限りでない。

| 2 都道府県知事又は児童相談所長は、児童福
祉法の適用がある少年について、たまたま、
その行動の自由を制限し、又はその自由を奪
うような強制的措置を必要とするときは、同
法第三十三条及び第四十七条の規定により認
められる場合を除き、これを家庭裁判所に送
致しなければならない。

| 3 第十八条第二項中「第六条第三項」を「第六条
の六第二項」に、「附して」を「付して」に改
る。

| 第二十二条の三に次の二項を加える。
| 5 第二項の付添人の選任は、少年がその選任
に係る事件について審判を終局させる決定前
に釈放されたときは、その効力を失う。

| 第二十二条の三の次に次の二項を加える。
(保護観察中の者に対する措置)

| 第二十六条の四 家庭裁判所は、犯罪者予防更
生法(昭和二十四年法律第百四十二号)第四十
一条の三第二項の申請があつた場合において
○家庭裁判所は、審判の結果
○第二十四条第一項第一号の保護処分を同
受けた者がその遵守すべき事項を遵守せざる同
法第四十一条の三第一項の警告を受けたにもかかわらず、
ことの程度が重く、○その保護処分によつて
は本人の改善及び更生を図ることができない
事件について、その少年の行為が第二十二

い、そ
いと認めるときは、決定をもつて、
第項第
号又は第三号の保護処分をしなければなら
い。

| 2 家庭裁判所は、前項の規定により二十歳以
上の者に対して第二十四条第一項第三号の保
護処分をするときは、その決定と同時に、本
人が二十三歳を超えない期間内において、少
年院に収容する期間を定めなければならな
い。

| 3 前項に定めるもののほか、第一項の規定に
よる保護処分に係る事件の手続は、その性質
に反しない限り、第二十四条第一項の規定に
よる保護処分に係る事件の手続の例による。
(少年院法の一部改正)

| 第二条 少年院法(昭和二十三年法律第百六十九
号)の一部を次のように改正する。

| 第二条第一項及び第五項中「十四歳以上」を
「おおむね十二歳以上」に改める。

| 第二条第一項及び第五項中「十四歳以上」を
削る。

| 第二条第一項及び第五項中「十四歳以上」を
削る。

(施行期日)

| 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。

| 一 第四条(総合法律支援法第三十四条第二項
第一号並びに第三十六条の見出し並びに同条
第一項、第二項及び第五項の改正規定に限
る)の規定 総合法律支援法附則第一条第一

官 報 (号 外)

号に掲げる規定の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

二 第一条 少年法第二十二条の三の見出し中「検察官が関与する場合の」を削り、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に一項を加える改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第三十条第四項及び第三十一条第一項の改正規定、同法第三十二条の五の見出しを「(抗告審における国選付添人)」に改め、同条に一項を加える改正規定並びに同法第三十五条第二項の改正規定に限る。」及び第四条(総合法律支援法目次の改正規定、同法第三十条第一項第三号、第三十七条、第三十八条並びに第三十九条の見出し及び同条第一項から第三項までの改正規定並びに同条の次に一条を加える改正規定に限る。)の規定 総合法律支援法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

(児童福祉法の一部改正)

第四条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。
第二十六条第一項中「(昭和二十三年法律第百六十八号)」の下に「第六条の五第一項若しくは^六〔五第一項若しくは〕」を加える。

官 報 (号 外)

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

平成十九年四月十九日 衆議院会議録第二十四号

發行所
二 東京・都港区虎ノ門二丁目
三 独立行政法人国立印刷局
電話
03 (3587) 4294
定価
(本体
一 一〇円)